

平成 29 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 3 回 定 例 会 (第 3 号)

招集年月日	平成 29 年 9 月 5 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 29 年 9 月 13 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 29 年 9 月 13 日 午後 3 時 26 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	福 島 教 次 郎	○
	副 議 長 (7)	岩 根 和 博	○	6	藤 原 修 治	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	簀 根 正 一	○
	4	原 克 美	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名員	7番	岩根和博	8番	山本幹雄
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	旭林修範
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	添谷正夫
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	木川士朗		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年美郷町議会第3回定例会議事日程

(第3号)

平成29年 9月13日(水) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

(開 会 午 前 9時 30分)

●西嶋議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により7番・岩根議員、8番山本議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

本日は、通告を1から通告を6までの一般質問を行い、通告7から通告11は、明日14日に行います。通告順に質問を許します。

通告1、3番・波多野議員。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

おはようございます。3番の波多野でございます。よろしくお願いいたします。私は、通告いたしております2点についてお尋ねいたしたいと思っております。まず第1問目の土砂災害警戒区域の避難訓練はについてご質問をいたします。平成27年度から調査が始まり、その調査結果が先般6月に各自治会に周知されたところでございますが、土砂災害警戒区域においては土砂災害発生の恐れがある区域を明らかにするとともに、警戒避難体制の整備を行うとありますが、避難するにしてもその途中で、避難場所まで行かれない場合も生じると思っております。これらについて、日常の避難体制の訓練はぜひ必要と考えますが、避難訓練実施の計画について伺います。また、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に該当する箇所は、町内にどの程度存在するのでしょうか伺いたしたいと思います。続きまして、第2問目の河川周辺の環境整備はどこがについてご質問をいたします。江の川のいわゆる支流河川についてでございますが、ところによっては河川の両岸また川の中まで雑草、葦等が生茂り、密生しておる箇所が多々見受けられます。そして、それらの場所が動物や害虫等の住みかになったりしているため、これらの除草、取り除き等については、地元でも高齢化が進みなかなかかかどらないため、行政において除草等実施が可能かどうか、伺いたしたいと思います。以上2点についてよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

景山町長。

●景山町長

波多野議員の土砂災害警戒区域の避難訓練はのご質問にお答えをいたします。土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンの基礎調査は旧邑智地域が終了し、5月から6月にかけて説明会を開催し、各自治会へ区域図を配付をして住民周知を図ったところであります。土砂災害特別区域とは急傾斜地の崩壊などが発生した場合、建築物に

損壊が生じ、住民などの生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域となっており、区域に指定されると建築物の構造規制などや町において警戒避難体制の整備、ハザードマップの作成を行っていくこととなります。1点目の訓練につきましては、これまで町内で合併以降連合自治会内で、年度ごとに地域を分けた避難訓練を実施、自治会によっては毎年の避難訓練を実施されております。地域の特性により、起こりうる災害の種類が異なることもあり、災害時には地域における自助、共助の取り組みが重要となります。レッドゾーンが指定された後は速やかにハザードマップを作成し、これらを利用して避難訓練を積極的に実施することとなっております。町の第2次長期総合計画においても、地域の防災減災対策の強化と防災意識の高揚という施策の中で、防災訓練や学習会等の取り組みを掲げており、連合自治会長会議などを通して、地域の要望を伺いながら避難訓練や防災研修会を計画し、町全体で防災力の向上を図ってまいります。2点目の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に該当する箇所数につきましては、土砂災害警戒区域は邑智地域で748箇所、大和地域で383箇所、合計1131箇所となっており、土砂災害特別警戒区域は、邑智地域で451箇所となっております。大和地域の調査結果は、年末頃には町に報告があると聞いております。各連合自治会と相談の上、説明会を開催したいと思っております。以上。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

それで避難訓練等についてもですね、避難するにしてもそのタイミングが、一番必要だと思うんです。返って、自宅の方が外に出て避難場所へ行くよりも安全というような場合も出てくるかもわかりませんし、まあどういう形で災害が起きるといっても限りません。避難勧告出た場合に早めの避難が一番重要だと考えるところでございますが、そこで避難場所ですね、実際、避難する場所、避難所の開設訓練もぜひ必要ではないかと思うところでございます。訓練ばかりでなしに実際に避難所を開設したそういう避難所の開設訓練も必要ではないかと思ひまして、実際にそこで炊き出し等もやったり、また避難所で実際に1泊泊まって経験してみるとか、それとこれは先般の新聞等に載ったわけでございますが、段ボール等で自分の寝る場所を確保してプライバシーを守るとか、そういうような訓練をですね、各連合自治会やら各種団体等の協力を得ながら、今後の避難訓練所の実施の考えはあるのでしょうか。どうでしょうか。伺ってみたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

波多野議員のご指摘のとおりであろうと思いますけれども、やはり訓練もですね、場所が連合自治会でやるとかですね、小さい単位でも構いませんけれども、避難場所の経験をして、実際にその訓練をやってみるといことが非常に大事なことであろうと思っておりますけ

れども、色々テレビ等で拝見する場面がございますけれども、そうしたときにも段ボールを利用して寝場所にするというような方法も聞いておりますけれども、実際にですね、常日頃からですね、そういう訓練をするべきものであると考えておりますけれども、詳細にあたっては担当課長から答弁をいたします。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

議員ご質問の避難訓練について説明をさせていただきます。まず28年度の避難訓練についての取り組み状況ですが、各地域で定期的に行っている避難訓練に加えまして、去年は浜原地域で避難所の運営訓練を実施しております。それから君谷地域では、邑智園とそれから地元自治会の皆さんで避難訓練を実施していただいております。それから今年度になりましては、9月14日、明日ですが、沢谷連合自治会で防災研修会を予定してもらっております。それから9月28日には、役場管理職を対象にいたしまして、災害対策本部の運営訓練を予定しております。それから9月30日には、先ほど議員から言われましたような避難所の体験訓練ということで、大和小の児童と保護者の皆さんで実際に避難所の体験の訓練を予定を組ましていただいております。それで訓練の実施方法なんですが、避難経路とか避難箇所を確認する図上訓練、それから実際に避難行う避難訓練、それから避難所の運営の訓練でありますように、色々なメニューがあります。地域の皆さんの要望を聞きながら、訓練の内容を検討して実施の方進めてまいりたいと考えております。以上です。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

避難するにしてもですね、各自治会等においてその避難するのに、今だいたい年寄りの人が多いわけですね、それは常日頃、平生からこういう時にはもうあの人は誰がどこへ避難するとか、避難経路を常に各小単位の自治会でもいいですので、そういうことを日頃からですね、あの人のところへはそいじゃあ、もう、いざ言う時にはだれがどこ行って、どのように避難所へ連れていくかというようなことをですね、実際そのような訓練も必要ではないかと思うわけですが。それとあとイエローゾーンやレッドゾーン等についてですが、現在イエローゾーン等について、旧邑智町748、旧大和で383、全部で1131箇所ということでございます。これあれを見てもみますと土砂災害警戒区域等において建物等がですね、区域外にもし撤去といいますか、避難をして下さいと勧告が出た場合ですね、そういうような時のその費用は誰が持つものか。それやら、またそういうような勧告をするような建物が町内に実際のところあるのかどうかということについて、伺ってみたいと思っております。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

避難訓練の経費の出どころということでございますけれども、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

総務課長。

●景山町長

避難にかかります経費については町の方の負担で対応をしていきます。以上です。

●小田総務課長

3番、波多野議員。

●波多野議員

そういうような場合は町の方で対応をして、町の方が実際に出すという事ですね。実際にそういうような対象箇所はまだ現在のところでは分らないですか。どの程度あるもんか、あるいはないものか、ということについては。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

現在具体的などというんですか、対象になる施設については調査中というところで検討をさせていただいております。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

それで、万が一ですね、災害とか発生した場合においても、美郷町からは犠牲者は一人も出さないという行政住民と一体となりながらですね、堅い繋がりのもとで、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる地域づくりにですね、災害から生命や財産を守っていくべきだと思い、私の一問目の質問を終わらせていただきたいと思います。続きまして、第2問目の河川周辺の環境整備はどこがについて答弁をお願いいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

河川の周辺の環境整備ということでございますけども、県の管理の河川が河木谷川1箇所、山根川が1箇所、そして町の管理河川が小笹目川ということでなっておりますけれども、このありますように高齢化が進む中でございますけれども、なかなかですね、この管理も難しいんではないかと思っておりますけれども、担当課長からお答えをいたします。

●波多野議員

建設課長。

●添谷建設課長

今の町長から回答がありました河川浄化につきましてです。春先の連合自治会長会議の資料の方にも建設課事業の概要というところで載せてございます。こちらの方につきましては、県管理河川ということで、河木谷川、山根川この2つの河川の堆積土砂の撤去ということで載せてございます。こちらの方、町管理の方につきましては、このときにはまだ決定しておりませんので、記載の方はございませんが、現在、小笹目川ということで、そちらの方の堆積土砂の撤去の方を考えております。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

もしですね、そういうようなたぶんその谷の回りの除草等ができないので、地元の自治会等を通じて、町の方へ要望があった場合ですね、その時は対応をどういう対応をとられるのでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

自治会等から要望がございましたそういった河川につきましては、担当課におきまして、現地の方確認をさせていただきたいと思っております。そちらの状況確認しました後、緊急度の高い河川、こちらの方、優先順位をつけさせていただきまして、対応の方をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

一応地元の方から自治会を通じて町の方へ要望すると、それと町の方では、現地調査をして実際、優先度の高いものから順次といいますか、まあ予算の範囲内だと思いますが、それで緊急度の高いところを実施行くという考えでいいわけでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

ご指摘のとおりどうしても溜まった土砂など、近くの田んぼの被害等ある場合には、そういったことを優先的に工事をしていくということでございまして、そういった順位を確認の後、実施をしていくという格好になろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

河川があって土手があるですわな、土手の上は民地、何かそれも一応町の方でやられる、

民地までいとなかなか難しいと思うんですが、土手等についての除草とかそれはもし、そういうような場合には、出来るわけでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

河川の土手ということでございます。そちらの方、河川区域内でございませすれば、河川の流れを阻害しているというような状況にあった場合には、そちらの方、対応させていただきたいと思えます。ただ民地部分でございませけども、こちらの方は、今までどおり地元での管理の方をお願いしたいというふうに考えております。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●景山町長

その町のですね、河川の美化条例の目的等についてはですね、美しく豊かな河川を保全するため、町や町民及び事業者の設備を明らかにするとともに、きれいな水と美しい水辺環境の保全を図ることを目的とするとありますようにですね、美しい水辺環境の保全方のためにもぜひこういう場合にはですね、早急な対策をお願いいたしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

●西嶋議長

波多野議員の質問が終わりました。

通告2、7番・岩根議員。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

7番の岩根でございませ。この度の選挙で、三度でこうして議場に立たせさせていただくことに対して深く感謝申し上げ、4年間一生懸命頑張っていきたいと思ひます。私が通告してあります介護予防・生活支援等の町の考え方についてお尋ねをしたいというように思ひます。今年4月までに、介護保険から要支援1・2が切り離され、町事業に移行しました。軽度の要介護者者の現況をどのように把握されているか、まず1点をお聞きしたいというように思ひます。それから、今後の方針についてもどうやっていくかということでもあります。また3月の定例議会で一般質問で特別養護老人施設についてお尋ねしたところ、邑智郡における施設の割合は全国や島根県の平均より大幅に高く比較的充実していると、したがって介護施設の新たな整備は困難と回答されておりますけれども、現況ではですね、120名近い人が待機をしているということになっております。この人たちが入居できるまでの状況をどのように把握されて、今後どうするかということについてお尋ねをしたいと思ひますのでひとつよろしくお願ひします。

●西嶋議長

景山町長。

●景山町長

岩根議員の介護予防・生活支援等の町の方針についてご質問にお答えをいたします。介護保険制度の改正により、今年度4月から美郷町では介護要望・日常生活支援事業を実施しております。これにより全国一律の基準で実施されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護の各サービスが、訪問型サービス、通所型サービスとして保険者が実施する総合事業へと移行しました。この総合事業への移行は、軽度認定者の一部の方と介護予防が必要な方が、同じ体系のもとで介護予防サービスや生活支援サービスを利用することで、要介護状態への移行を防止し、住みなれた地域で暮らせる体制をつくっていくことにつながります。ご質問のうち、1つ目の町事業に移行した軽度の要介護者の現況につきましては、平成29年8月末現在、9名の方が総合事業へと移行しておられます。2つ目の今後の方針につきましては、現在実施をしております、軽微な生活支援を行う訪問型サービスAにつきましては、社会福祉協議会へ委託実施をしております。住民主体の生活支援の訪問型サービスBと移動支援の訪問型サービスDにつきましては、NPO法人別府安心ネットと事業協定書の締結を引き続き行うとともに、今後は地域の実情に沿い、高齢者の方が安心して生活できる、生活支援などのサービスや地域グループの支援を通じて、サロンの開催をより充実させていきたいと考えております。3つ目の特別養護老人ホームの入所待機者の状況把握につきましては、「特別養護老人ホームの入所申込者等の実態調査」に基づき、年に2回取りまとめをしております。7月1日現在、美郷町では32名の方が待機しておられる状況であります。待機者の状況把握につきましては、入所申し込みをされている方の中には、入院、介護老人保健施設やグループホームなどに入所している方も含まれております。特に、居宅介護サービス等を利用しながら待機している在宅の方に対しては、要介護更新申請時の身体状況等の調査確認や通常の地域包括支援センター職員による相談活動により、その把握に努めてきているところでもあります。来年度策定する邑智郡第7期介護保険事業計画の中で住民の意向を把握し、介護保険料とのバランスを考慮しながら検討してまいります。あわせて、現在取り組んでおります総合事業の中で、要介護状態にならずに過ごせるよう予防に努めるとともに、希望する方は最後まで住みなれた地域で暮らせるよう、地域包括ケアの構築を進めていきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

この介護予防の関係等ですけれども、実際的には9名移行されたということでもありますけれども、この軽度の部分につきましては、まだ認定に至らない方についてもやっていくように、基本方針は言っておりますけれども、実際的にですね、こういう方がどこまで、どの程度おられるのか、そして、今後それが必然的に介護の方へ移行してかなければいけないと

いう予備軍がおられるはずなんですけども、その分ですね、人数把握はどのようにされますか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

お尋ねの件でございますけれども、今、要支援と1、2ですね、これが総合事業へ変わるわけでありましてけれども、45名の方がいらっしゃいます。それから、NPO法人で移送されておる皆さんが36名ございます。こうして支援を1、2方の町の方でお世話をするわけでございますけれども、これからですね、またこの該当者の方も増えていくんじゃないかということが考えられますけども、検討してまいりたいと思っております。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

私が今どうのようにされてるかということでもありますけども、一部はですね、確かにNPO法人がお世話をさしていただいていると、しかしながら、町全体の問題ですので、そういう組織がないところはどのようにしていくか、そこら辺を聞かせいただけますか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

町長としてまあどうというようなお考えかということでございますけれども、郡としてですね、介護保険の運営や保険料に関わることでありハードルは高いと思っておりますけれども、課題があるが待機者の問題について郡の協議会に提起してみたいと思っております。以上。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

私が今なぜこの軽度ですね、方の指導をどうするかということは次にお尋ねをしようと思っている特老への入所の問題等があるわけでありまして、私もですね、なかなかこうして厚労省が出した本を読もうと思っても専門語が書いてあるとなかなか分からないという面もありますけれども、現在、軽度の要支援ですね、要支援の1、2の人が32、45ですか。それだけじゃないと思えますし、もう1つはその前の予備軍がおられるはずなんですよ。これも対象にして、今、町が見なければいけないということになっておると思うんですけども、そこら辺の詳しいことをちょっと教えていただけますか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

岩根議員、お尋ねの件でございます。現在、総合事業へと移行された方、また、実際、総合事業を現在利用しておられる方の人数につきましては、先ほど町長がお答えをさせていただいたとおりでございます。そして、今後、その要介護いかにその状態像に至るまでのところでの町としての支援というお尋ねかと思えます。この点につきましては、従来より介護予防事業ということで、特に、ゴールデンユートピアおおちさんを利用させていただきまして、療育音楽事業であったりといった各種介護予防事業、そして大和荘であったり、また各地域の集会所等に出かけまして健康予防事業に努めてまいっておるところでございます。そういった各種の事業、それと町単独で実施をしております配食サービスであったり、また、介護用品等の支給事業、そういった単独の事業等もあわせて活用していくことによって、その要支援そして要介護に至るまでの期間というものを、より健康で元気な期間を延ばすべく努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

今、お聞きしましたところ、まあ1つは高齢者の社会参加という面だろうと思えます。私の捉え方とすれば。課長が言われますようなゴールデンユートピアあるいは大和荘を利用した分は、たぶん、高齢者の社会参加という形の中で物事をやられているんじゃないかなというような解釈をしております。それが違ったら、また教えていただければと思えます。で、私が今考えているのは、例えば、独居老人がすごく増えている中に見守り、安全対策というのも、これも入っているわけでありまして、ただこれが要介護支援とかいう人ではなくってですね、一般の65歳以上の方で独居の方等が入っておられると思うんですけども、そこら辺のですね部分、生活支援の部分ですね、をちょっとお聞かせいただければと思えます。いかがですか。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

ただいまの岩根議員お尋ねの件でございます。前段のお尋ねの件でございますが、正に岩根議員ご指摘のとおり、高齢者の方が健康で元気に、そして、社会参加出来る、そういった美郷のまちづくりということが、その考え方の基本になっておるところでございます。続きまして2点目でございます。独居の高齢者の方にかかる支援等という部分でございます。これはまず、現在取り行っております事業といたしましては、緊急通報装置、サスケと申しておりますが、サスケの設置によりまして、特に日中また独居高齢者の方に対しての緊急時の対応、ケースの中では、ボタン等を押していただくことによってコールセンタにつながり、

そしてコールセンタの職員の方から119番といったケース等も報告を受けておるところでございます。また、この独居高齢者を支えるという観点で申し上げますと、やはり見守りという要素が大変重要な点になってこようかと思えます。ご家族そしてご親戚といった身内の方の支援、また核家族化によりまして、そういった家族による支援がなかなか行き届かない、そういった各地域の高齢者の方におかれては、やはりその地域で高齢者を支えていくというその視点活動というものが肝要になってこようかと考えておるところでございます。その中で先ほど町長の方が答弁申し上げます、今後は更に各地域でのサロン活動ということに重点を置きながら、独居高齢者対策そして支援に努めてまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

町長も今も課長もサロン活動、サロン活動と言っておられますけれども、現実に町内でどれだけサロンが開催されているのか。そしてサロンへ、例えば行くに行かれない人がおられるはずなんですよ。当然。というのは、足の不自由な方あるいはそういう方が、体全体は元気だけでもそうした交通の便等についてはどのようにされてるか、お聞きしたいと思います。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

議員お尋ねの現在のサロン活動の状況でございます。地域支援事業の中で、町の方から地域のサロン活動に対して現在9団体にそのサロン活動の支援を行っておるところでございます。また先ほど来、お話、答弁の中にも出てまいっております。NPO法人、別府安心ネットさんにおかれまして、最近のところで、サロン活動を新たに取り組みをいただいております。ということもお聞きをいたしております。また、従前より社会福祉協議会におきましても、各地域、地区社協において、サロン活動というものを積極的に実施をしておられるという状況でございます。ちょうど今月が敬老の日を迎える月でございます。おそらく各地域の中で自治会単位で、そういった敬老事業というのも年1回は必ず高齢者の方にご案内をされる中で、地域で寄ってそして地域で語り見守っていくという活動を行っておられるというふうに認識をしております。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

今、言われたように9団体というのは多いのか少ないのか分かりませんが、なかなかですね、今、お訪ねしても行くに行かれない人をどうするかということも回答いただいておりますけれども、これも1つ回答いただきたいと思うんですけども、これでですね、軽度の介

護がなされることはないと思うんで、その軽度の介護をどうするかということ、それからサスケの問題も出てますけども、ある時は、僕が見回りに行った時にですね、苦しんでおられるんでサスケで呼べばいいんじゃないのって、そのためにつけたんだよと言うんだが、昔の人はね、押すと迷惑がかかるということですね、押されない人もおるんです。と同時にですね、やっぱり、そのサスケ自体を設置された方についてはですね、私も高齢者になってますんで、物忘れがひどいもんで、こういうことになっても大丈夫だよということですね、人に迷惑をかけるんじゃないよということをしかりとね、教えていかなければいけないと思うんですけども、今そいじゃあ、今のサスケの設置状況はどのぐらいありますか。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

先ほど議員お尋ねの中で、前問のお尋ねも含めまして4点ばかりあろうかと思います。順番にお答えをさせていただければと思います。サロン等への実際高齢者の方が出掛けられる、そういった移動に伴う支援というところでございます。残念ながら、具体的な町としての支援策ということは、取り行っていないというのが現状でございます。ただ、そのサロン活動を活発に取り行っていたきたいということは、より高齢者の方にとって身近な地域で、このサロン活動を運営をしていただきたい。そして、かつその地域の中でお互いに声をかけながら、そのサロン活動に寄っていただくというところを臨んで、また期待をしておるところでもございます。そして2点目の軽度な方、要支援に至られるまでの方についての方針、支援というところでございますが、この点につきましては、前段のご回答に重複をいたすところではございますけれども、従来からの介護予防の事業を継続して実施をしてまいりたい、そのように考えておるところです。そして合わせて保健師の保健活動をとというものも、地域に出て色々な啓発活動、また各種健診事業等を取り行っておるところでもございます。そういった保健衛生部分での保健師等のまた関わりの中で、しっかりと要支援、介護に至られるまでのところでの健康管理にも合わせて努めてまいりたい、そのように考えております。そして3点目でございます。サスケの設置状況ということでございます。具体的な数字の方を持ち合わせておりませんが、私の記憶をしておりますところで、現在160世帯近くでこのサスケが設置をされておるところというふうに記憶をしておりますところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

サスケのですね、やっぱり160世帯すべてが私が言うように理解をされてない部分もあろうかと思うわけですし、できれば訪問活動のときにですね、そういう世帯、これは個人情報という問題で引っかければ別ですけども、各見守りやっている地域の人にはですね、やっぱりここはこういうことをされてますよということですね、再度のサスケの利用方法を

ですね、そこの方にしっかり認識してもらうことも必要じゃないかなと、私は思っております。で、私はこの軽度の介護関係がですね、うまくいかなければですね、これから増える2025年には、5人に1人が認知症に罹ると、そうすりゃあ僕もその一人かなと思うんですけども、やっぱりここら辺をですね、町がしっかりした目的を持って物事をやらないとですね、まずもってやっていけない。これから老人は減るんだということを聞きましたけども、そうじゃなくて、それまではまだ増える。それから何年生きるかという問題になるわけですし、たしか生まれる人間は少ないかもしれないけども、歳は必ずとっていくわけですので、若年性も出てくるだろうと思います。そういう面ではですね、まだまだこれはしっかりした方針を立ててもらわなければいけないというように思っております。それと同時にですね、私がこのことを厳しく言うのはですね、今の特老へですね、入れない人、今聞くと、入れない人は家庭でどうのいうておられるわけですけども、実態としてね、入れないというのは、そりゃあ家庭で見られる人はいいんですよ。独居がどんどんどんどん増えていくと、当然、見ることのできない状態が大だろうと思うんです。そういう意味で、ほいじゃあそういう方達をですね、こういう一つ一つの積み重ねから、どうやって、その方達を見ていくかということが、非常に大事になってくるだろうと思います。でお聞きしますけども、実態的に今、何人だったかな。特老待ちが45か、ということですけども、実態的にですね、老健入るとか病院入るとかいう部分で申し込まれているのは当然だと思うんです。町長、ここを分かっていたらいいんじゃないでしょうか。ちょっと。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

今、色々施設があるわけでありましてですけども、やはり、今の状況でいけば十分とは言えないと思っておりますけれども、なかなかですね、この施設を新しく立てるといようなことは、今のところ難しゅうございます。こうして皆さんをですね、介護しながらやっていくわけでありまして、特老に入れない人、そしてまあ家庭では当然見られる方もあるわけでありまして、今お話しのようにですね、ああしたヘルパーも利用していただいたり、というような格好でですね、やっておられる方もありますけれども、なかなかすべての皆さんをですね、施設にということにもなりませんし、そうかといって、それを家庭で全部見ていただくということも難しいわけでありまして、これからの課題としてですね。まだまだこれから、高齢者が増えるという予測でございますので、こうしたことも今後の大きな課題であろうかと思っております。担当課長からお答えさせていただきます。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

岩根議員お尋ねの件につきまして、回答を述べさせていただきます。まずもって、この特別養護老人ホーム入所者の現状なり、そして介護者の声というものがしっかりと

届いておるのかといった点になってこようかと思えます。先ほどの町長の答弁の中で、美郷町では7月1日時点、特別養護老人ホーム入所待機者の方が32名というお答えを述べさせていただいております。そのうち、入院ですとか、介護老人保健施設等を除く在宅での待機者の方は、7月1日時点で10名という状況でございます。この10名の方の中には、短期入所を継続して利用されておられる方も2名ばかり含まれておりますが、そのほかの8名の待機者の方につきましては、議員ご指摘のとおり介護者が家の中におられない、その介護者不在と独居の高齢者もしくは高齢者世帯の方になっております。その方々について、やはり私どもといたしましては、必要な公的なサービス、介護保険制度におけますディーサービス、また訪問看護であったり、また必要な場合には医療との連携、在宅医療といった形でのサービス提供等に努めさせていただき、また、合わせて、その公的な部分で補えない点については、また地域の方、民生委員さん等通じて見守りといった活動を合わせ持つて取り行っているというところでもございます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

実際的にですね、なぜ入院とかでつなぎ合わせないといけないかということが、具体的に分かっておられないんじゃないかなと思うんですよ。要するにですね、入院をしてそこがある程度病院がですね、やったら今度は老健、つまり在宅は出来る、家で何とか独立で歩かれるまでの訓練期間が3カ月しかないんですよ、それでそれじゃあどうかといったときにはですね、それじゃ家も帰られない状態だったときには、どこも行くところがないんですよ。だから、ほいじゃあまた病院へ帰るかというそうはいかないと。ここら辺はよく町長お分かりです。内容的に。僕らはね、病院から老健、老健から病院、また老健と行って、その間その特老へ申し込まれてる方で、どうしてもやれないからいうて、ショートステイへ短期入所したと。町長これ何カ月あって、何日は切らにゃあいけないということをお分かりです。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

ただいまの岩根議員お尋ねの入院期間、また入院から老人保健施設等へ移行されまた場合によっては、短期入所を利用されるといった今の現状について、その期間等を含めて回答を述べさせていただければと思えます。現在、その医療機関におきましては、概ね、入院期間というものが最長に2か月、そして2か月後には退院を余儀なくされ、議員ご指摘の老人保健施設、家で、在宅での介護が難しいというケースにつきましては、介護老人保健施設、そちらの介護老人保健施設につきましては、原則、入所期間というものが3か月という取り扱いになっております。そしてその入院、老人保健施設の入所等を繰り返しながら、時にはご自宅に帰られ、短期入所を利用される。短期入所の利用期間というのも原則2週間となっております。ですから、先ほど短期入所をつなぎながらということも私の方からご回答を述

べさせていただきます。短期入所につきましては原則2週間ご利用いただき、いったんご自宅の方にお帰りをいただく中で、また再度、空きがあれば2週間の短期入所を利用されるという形態になっておるところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

そこは誰も分かってるんだろうと思いますけども、実際、その老健から退院をして、退院できないからということで、ショートステイを使って行くと。これが2週間もするとですね、いったん自宅へ帰す。この間、自宅へ帰す間は公的施設が使えないんですよね。実際。それで、今のように独居でどうにもならないというて、うちの地域でも東京から帰って来られるんです。毎月、その期間。そういうことがまだできる人はいいんですけども、全くできない、僕らでも、今はそういう状態になったときに、ほいじゃあ子どもはどうかといたら、子どもに戻ってみてくれっていったときに、ちょうど子どもが育って、自分の子をですね、学校へいく経費が一番掛かる時期なんで、とても見られないのが現状じゃないかと思うんです。ここをどうするかということなんです。問題は。この部分が今言われるように、せいじゃあちょっと聞きますけども、町長、有料老人ホーム、これに今1か月どれだけかかるかはご存じです。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

入所の料金ということでございますけれども、色々段階があると思います。私の記憶では、やはり10万ぐらいは毎月掛かるということも聞いておりますけれども。ちょっと桁が違っておりましたが、20万ぐらいかかるそうでございます。以上。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

それが、金を持っておられる方は20万で、20万言うたら、3カ月入ったたらですね、次入ろうと思う部分で、3ヶ月入ったたら、それは確かに3ヶ月入ってですよ、入って、必ず特老へ入れるという保障があればですね、何としてでもそれは出せると思います。その間は。しかし、そのことが保障がない限りは、またそこを3カ月おって、次のところへ行く間というのはですね、いつになったら済むかわからんと言ってやったら、とてもじゃないが年金ではやっていけない。で、僕が今言っているのは、この部分をどうやっていくかと、投げておくわけにいかない。で、ほいじゃあ地域で見てくださいという。それも、なかなか難しい問題じゃあないかと思うんです。で、今、こうしてですね、軽度の介護ができるという部分と、色々あるわけですので、そこら辺のですね、かみ合わせしながら何とかこの2週間切れた後ですね、たぶん出る時も、次、4、5日したら、また元へ帰してあげますよとい

う約束事もあると思うんですけども、その間をですね、何とかできないかということなんですよ。そこら辺をしっかりとすることが一番大事じゃないかなと思うんです。町長、ここら辺どうお考えですか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

個人個人に、色々な条件があると思いますけれども、そうした場合にはですね、やはり社協とも相談もしていただかなければなりませんし、また相談する場所がですね、町の担当課の方にもご相談をされてどのようにするかということもお聞きになった方がいいんじゃないかなとは思っております。詳しくは担当課長からお願いします。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

議員お尋ねの件でございます。大変、この待機者の方に係るご本人、またご家族、介護者の方々の負担という部分につきまして私どもも認識をしており、出来得る限りそれぞれの介護保険事業計画の中で、介護保険制度の理念に沿います高齢者の方の尊厳を保ちながら、必要なときに必要なだけの介護サービスを提供できる体制、その整備に努めてまいってきておるところでもございます。ただ、介護保険施設の新たな施設整備というのは、非常に邑智郡3町におけます広域保険者の中では、その問題というのが非常に解決のハードルが高いという状況でございます。ただ、そういった中であって、あくまでも介護保険制度、この邑智郡3町で広域保険者として取り行っておるところでもございますし、各町においても、また支部においても、この特別養護老人ホーム等を含む介護保険施設にかかる入所待機者の方の抱えていらっしゃる課題といったものは共通であろうというふうに認識をしておるところでもございます。今般の第7期の事業計画策定の作業部会の中でも、改めて待機者解消に向けての働きかけというところをお互いの共通認識として、また深めさせていただきたいというふうにも思っておるところでもございます。また合わせて、その施設へ入所されるまでの間の元気でまた健康で、その住みなれたご自宅、地域で生活をしていただく期間を少しでも延ばせるように、予防事業また健康事業等に努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

今言われるのは、まあ、考えとる考えとるということですけども、前回もそういう回答の中で終わってしまうわけでありましてけれども、私たちがですね、地域におっぺお年寄りを見るあるいは、この前も言いましたけども限界集落、つまりほとんどがですね、65歳以上で、平均70以上かな。そこへ住み慣れているからということで、居りたいというのは事実なんで

す。しかしながら、その方達をですね、集落としても、もうやっていけない状態もあるわけでありまして、今さっき言われたように、地域でと言ってもなかなかその辺も出来るところ、出来ないところ、あるいはこれから先、出来ないだろうというのが先に立つわけであって、町が本当にそのことについて真剣に取り組んでるかどうかという。で、取り組むとするならばですね、私は今色々、NPOの方でもやっていますけども、実態として包括センターがですね、機能がいっぱいいっぱい、今のことがいっぱいいっぱい、将来的なことがなかなか考えられない状態じゃないかなと思うんですけども、やはり、本当にですね、真剣にそういうものやっつけていこうということになるとですね、やはりそこは、包括センターの職員を増やして専門的にですね、そういうことが出来る、町全体が平等にですね、受けられる体制づくりというのが必要じゃないかなと思うんですけども町長どうです。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

議員お尋ねの地域包括支援センターの業務量、また今後の体制整備に向けた職員の配置という点につきましてお答えをさせていただければと思います。議員ご指摘のとおり、この4月から総合事業が始まってまいりましたことに伴いまして、地域包括支援センター職員の方では、新たなチェックシートに基づきまして、総合事業の利用のそのアセスメントをさせていただいておるところでもございます。そういった中で、それが4月以降新たな業務として加わっておるというのも現状でもあり、またご指摘のとおり各地域にそういった各種住民主体による生活支援のサービスがいき届くべきではないかというところについて連合自治会等へ出かけさせていただきながら、そういった団体また地域住民の方への啓発活動という点につきまして、現在、地域包括支援センターの職員が手分けをしながら各地域に向かわせていただいております。そういった中で、現状のその配置というところになりますですが、地域包括支援センターの職員配置基準というところと比較して申し上げますならば、現在の通知文の中では、地域包括支援センターは、65歳以上の第1号被保険者の方が2000人から3000人未満というところで、美郷町の場合は該当するわけですが、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった3職種に係る職員を2名を配置をするようにという通知の内容になっておるところでございます。ただ美郷町におきましては、そういった基準はあくまでも基準として促らまえ、美郷町が抱えております課題等を解決すべく、その地域包括支援センターの方に保健師また職員等を配置をさせていただいておりますという状況でございます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

まあ当てはめれば、そういうことになろうかと思うんですけども、実際的にですね、だからというわけにはいかない面があるわけなんです。これはあくまでもですね、基準でありますので、町長がこうだと言ったら、多分当然、下はやらなければいけないということになるわけですし、そこら辺は町独自ですね、やるぐらいな考え方でやっていかないですね、これからは一向によくならない。何回、こうして一般質問をしても同じことばかりの繰り返しになろうかと思うんですけども、私は1つはですね、やっぱりこうして進めていく以上はですね、各地域でボランティアでやってくださいとか言っておられるわけですけども、ある程度住民の一部、生活線の一部としてはですね、見回りとかちょっとしたお手伝いとかいうのは確かに地域住民で出来るんじゃないかなという。そこら辺はやっぱりですね、地域にそういう支援員を送るという考え方はありませんか。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

議員お尋ねの各地域に支援員を配置をしてというお尋ねでございます。現在のところ検討をしておるといった状況ではございませんが、また今後地域のそういった見守り団体、また自治会活動の中で、皆様方のご意見も伺いながら研究、検討を重ねてまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

考えることばかりじゃあいきませんので、ぜひともですね、そういう形を取りながら地域が何ができるのか、行政が何ができるのか、はっきりそこら辺をですね、やりながらですね、この問題は解決していただかなければいけないと思いますし、それから、独居老人の見守りが果たしてどこがしっかりやってるかどうか把握は健康福祉課ですか。ちょっとそこら辺聞きたいんですけども。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●岩根議員

議員お尋ねの独居老人の見守り、そういった活動の把握という点でございます。これは、健康福祉課の方でも地域包括支援センターまたは保健師の訪問活動を通じて、実態を把握をさせていただいておりますとともに、また民生委員さん、児童委員さん方、その地区民協なりといった組織がございます。そういった各地域の民生委員さん方の会合の方に地域包括支援センターはまた保健師、そして福祉事務所の職員が定期的にお伺いをさせていただ

く中で、地域の実情等、また色々検討をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

これなぜ出したというのは、多分お分かりだと思うんですけども、実際それが本当に定着してるかどうかと。で、都会じゃないが孤独死があった。実際。このことについて、本当に見守りがされていたら、そんなことはないだろうというように思った事件でありますので、そこら辺をどうお考えですか。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

議員お尋ねの今年度に入りましてから、独居高齢者の方が、残念ながらご自宅で静かにお亡くなりになっていらっしゃるという現状でございます。この点につきましては、ご親族の方から連絡がとれないということが、役場健康福祉課の方にも入りまして、早速地域の駐在さんと一緒に訪問をさせていただいたという経過でございます。このお亡くなりになられた方につきましては、福祉事務所としても関わりを持って、今日まで。失礼いたしました。福祉事務所としても関わりを持たせていただく中ではあったんですが、各種健診等にも、ここ3年間の中で受診歴がなかったということも保健師方から報告をもらったところでもあります。見守り活動、また適切な訪問支援、相談活動が出来ておれば、こういった残念な結果にはなっておらなかったのではないかとご指摘でございます。その点につきましては、担当課、担当課長といたしましても真摯に受けとめをさせていただくところでございます。今後やはり健康面から、そして生活上の困難さ、また困った感、そういったお声というものをしっかりとくみ上げることを、改めて課の中でも意識づけをさせていただき、適切な支援につながってまいるように努めてまいりたいと、そのように考えるところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

色々お話をいただきましたけれども、最後にですね、短期入所者からこうして自宅療養とかいうのが出てくるあるいは軽度の部分も込めてですね、1つは、どのようにするかという部分もあるかと思うんですけども、これは私の独自の考え方でもありますけども、今、小さい拠点づくりが非常に進んでおります。で、そこへですね、小さい拠点をやれば人員配置は町から2名を配置しますよという話も聞いておるわけですけども、ここらが地域の拠点でありますので、例えば、独居の方あるいは崩壊しかかっている自治会等についてですね、そこら辺の方をそこへ集めて、昼を一緒にするとかいう方法もあるかと思えます。もう1つ

はですね、空き家利用をしてですね、こうした独居で、自分一人で何も出来ない人について、短期間から次の短期療養の方でいく間はですね、小さい拠点づくりで、空き家を利用しながらやっていけばいいのかなというように思っています。というのは今、施設の方もですね、介護士がいないために受け入れ可能であってもなかなか入れないという状況もあるようでもあります。私は地域のもので、できればですね、OBさん、介護士のOBさんあるいは保健師さん、看護師さん等がおられるわけですから、その方達をですね、お願いをしながら、1つの部分としてそういう方を見ることはできるんじゃないかなというように、私は思っていますが、町長いかがですか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

こうしてですね、介護士の方がおられないというところで、小さな拠点という早く言えば1つの集落でということかも分かりませんが、やはり資格がある方がおるとというのが基本であろうと思いますけれども、なかなかその集落でですね、それじゃあ午前中うちのおばあさんを見ててくれんかとか、おじいさんを見てくれんかと、なかなかこういう組織がですね、これからは大事なことでありますけれども、今とくにですね、高齢者が増える中で、それを介護できるというような状況の集落も中にはあるかもわかりませんが、そういうことも、今後はですね、考えていくような時代になるんじゃないかなと思っておるところでございます。色々のご意見をいただきましたけれども、やはりこうしてこれから高齢化が進む中で、こういうことがどんどんあちこちでですね、発生するのではないかと思いますけれども、簡単に言えば民家でも利用していただいてですね、そこへお集まりいただいて、なんらかの形でその方を午前中、午後というような格好でも見守りをするというようなこともこれから大事なことになるんじゃないかなろうかと思っております。参考にさせていただきたいと思っております。以上。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

まあ、出来るだけですね、まあ、定年制があるわけですからね、少しそれを伸ばすとかいう方法も考えられるんじゃないかというように思います。まあ色々言いますが、まあ、これから必ず自分の身に振りかかってくるわけですから、そこら辺をしっかりと町としてですね、見ていただきながら、やっていただかなければですね、これからのまちづくりはやっていけない。町長が言うように豊かな町で、美郷は良かったと言って、天国へは行けないだろうと。できるだけそういうことをですね、実現可能なことをですね、一つ一つやるのと、今言ったような検討をですね、何が出来るのか行政として、じゃあ何が地域で、そのことについて手伝いが出来るのかということをしっかりですね、把握をしてもらわないとですね、ただ机上の上で、いやだめだろう、これはいけんだらうということじゃなくてですね、1つ

のモデル地域でも作りながらやっていただければというように思いまして、私の質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

●西嶋議長

岩根議員の質問が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時 43分)

(再開 午前 11時 10分)

●西嶋議長

それでは会議を再開いたします。

通告3・10番、箕根議員。

●西嶋議長

箕根議員。

●箕根議員

失礼します。10番、箕根でございます。あらかじめ通告をしておりました三江線代替交通について伺いをいたします。JR三江線は来年3月末で廃止されます。廃止後の代替交通についてこのほど国道交通省中国運輸局が代替え交通となるバスの運行計画を三江線代替交通確保調整協議会の幹事会において、14のルート案が示されました。まだ運行主体や運行本数が決まっていない区間についても、近く開く協議会の会合で運行計画を最終決定したい考えであると報道をされていると伺っております。沿線自治体の首長からは観光利用を促すための戦略策定を求める要望や、JR西が一定期間の負担をする意向を示している運航経費について、負担期間を尋ねの質問などが出されたそうですが、このような運行計画について、本町としては、どのような見解を持たれていますか、お伺いをいたします。以上です。

●西嶋議長

景山町長。

●景山町長

箕根議員、三江線代替交通についてのご質問にお答えをいたします。9月1日に開催されました第3回三江線代替交通確保調整協議会におきまして、三江線代替交通の運行計画案が承認をされました。この運行計画では、ルート、ダイヤ、運行方法、運行事業者の決定などが行われたところでございますが、その内容について見解を述べさせていただきます。運行計画につきましても、いまだ調整を要するところもありますが、総体的に見れば代替交通として必要となるものが、ほぼ全て盛り込まれた計画であり、運行の利便性と持続性についても配慮されているものと考えております。今後、運行の持続性につながる利用促進策について取り組みを行ってまいりたいと考えております。続いて、今後検討を要する事項につ

いて述べさせていただきます。初めに、運行に必要となる費用でございます。この運行計画に基づき必要となる初期投資費用、運行経費が算定され、今後、費用負担についてJR西日本との協議が行われる予定でございますが、運行経費の負担期間につきましては、可能な限り長い期間での負担をお願いするところでございます。三江線代替交通の今後の運行維持について関わる問題でございますので、格別の配慮を求めていきたいと考えております。次に、観光を目的とした利便性の確保でございます。代替交通を維持していくためには、生活と観光の両面で利用促進を図る必要があると考えております。今後は、観光利用に配慮した運行について、関係機関と共に検討していく必要があると考えております。そして運賃でございます。運賃設定は、運行事業者により設定されていくものであると認識をしておりますが、三江線に替わる代替交通という観点から考えますと、各路線の運賃について、ある程度の均衡を図る必要があると考えております。最後に、運行の安全確保のための道路改良でございます。運行計画の運行ルート上では、一部、狭隘な箇所があるのが現状であり、運行の安全確保のための道路改良関係機関に求めていく考えでございます。初めに申し上げましたとおり、引き続き調整を要するところもございますが、平成30年4月1日の運行開始に向けて、関係機関とともに引き続き努力をしまいたいと思っております。以上。

●西嶋議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

まず、去る8月30日に代替交通に関する住民説明会が行われました。みさと館と大和事務所の2会場で行われましたけど、残念ながら参加人数は両館合わせまして12名しかおられませんでした。このように公共交通への関心の低さを感じたところでございます。説明の中で、住民は三江線の利用の低迷をしているのを教訓に、バスの利用気運の情勢が必要ではないかとの意見も出たところでございます。質疑にもございますけど、通勤に利用しやすいダイヤの充実を求める声や三江線と比べて所要時間や乗り替えが増えることを踏まえ、観光客が減少するのではないかといった懸念の声も出ていたところでございます。そこで、先ほど町長の答弁にございましたように、今後、一定期間の運航経費の負担等々JRから示されているかというか、すると言われておりますけど、これまで6市町の協議会の中で、どれくらいの期間の要望をなり、期間を想定されて協議をされていますか。お伺いします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

運行期間につきましてはですね、一応今5年という数字が出ておりますけれども、5年では余りにも短いではないかというのが、会議の席上でございます。これからJRとの交渉になろうかと思っておりますけれども、できるだけ長くですね、継続をしていただかないといけないということが言われておりますけれども、担当課長の方から、詳細について説明をいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

運行経費の負担がいつまで続くかというご質問でございますけれども、先ほど町長申しましたけれども、5年という、5という数字を町長申しましたけれども、この5年というのは、あくまでも県が島根県の方からありましたけれども、一応5年というのにも網形成計画が計画期間が5年でございます。で、今の県とJR西日本との交渉の過程の中で、その5というのが、まずは最低限の基礎となるところではないだろうかということでございまして、市町によっては20年と言われているところもありますし、まあ出来るだけ長くという表現をさせていただいている市町もありますし、具体的な何年という数字につきまして、美郷町としては、何年ということは申し上げておりませんが、出来るだけ長くということは申し上げております。という中で現在の交渉過程では5年以上というところで、これから何年になるかということが決まっていくというふうに考えております。

●西嶋議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

9月2日の新聞報道等にございましたように、JR西日本としては、民間会社として、きちんと株主に説明できるようにしなければいけない事情もあるということで、JRも民間会社でございます。こうした中で5年というところがJRとしてそれを認めるのか、まあ5年という期間でその後、受け継いだ場合に今までの三江線鉄道と同じことなるバス路線にしても、利用者減少している中で、その後の運営は大変厳しいものが出てくるのではないかと思います。その要望として5年後はどのような運営方法で取り込まれるのか、かなりの町負担なりJRからの税も入ってこない中、6市町でどのようにこのバス路線の運行を計画されていくのか、その辺のところの協議の進捗状況なりお伺いしたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

議員のおっしゃいますようにですね、これからの運営がどのようなことになるかということでございますけれども、やはり、協議会としましても、今後の運営のことが大きな課題でございます。これからバス利用になりますと、列車とは違いまして、なかなかですね、通勤にもちょうど時間に間に合うようなことがないような区域もあろうかと思いますけれども、出来るだけ、そういうところも検討の課題であらうかと思いますけれども、担当課長から詳しく説明をいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

J Rの負担が終わってからの市町がどれだけ支援しながら、公共交通持ち堪えらえるかということにもつながろうかと思えますけれども、現在市町での協議につきましては当然その辺のことも視野に入れてはおります。網形成計画の中で5年ということで、一応決めた、現在決めたルート、運行計画につきましては、5年を目途に運行は続くわけがございますけれども、やはり5年以内のうちには、見直しということも当然生じてまいります。で、そういう中で、持続可能な公共交通につきましても、5年、網形成計画以後の継続な運行につきましても、当然、その中で考えていかなければいけないということがございますので、J R西日本に対して求めていくのは先ほども申しましたけれども、現在いっております網形成計画を5年以上のところをずっと求めていくというところがございますので、当面、そのような協議を今しております。

●西嶋議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

こうした中、県知事におかれましては、県の定例会見において、沿線市町が望む長期間の支援を実現するよう努力する考えを示されております。こうした中、広島県、島根県両県に対しても、県としてのこれから財政支援なり等々を要望しながら、取り組んでもらいたいと思うところでございます。次に、この説明会のときに出ておりました調整中とされていたルートの事業者並びに運行便数についてお伺いしたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

ルートにつきましては色々協議もしておりますけれども、だいたい今、14路線ということでございますけれども、詳細については課長から説明をいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

調整中としておりましたルートにつきましてでございますが、概ね、川本都賀間でつきまして、美郷町内につきましては、系統といたしましては、川本浜原間、それから粕淵都賀間という2系統で運行をする予定としておりました、この間につきましては、もう交通事業者も決まって、大和観光ということで4条路線としてやっていただけるということが決まっております。調整しておりましたところにつきましては、まず沢谷駅につきまして、実際、三江線沢谷駅走っています。そこに係るところの代替交通につきましては、今現在、石見交通様の方で運行を酒谷の方までしていただいております。中、それは2本酒谷行っておるわけでございますが、粕淵で止まっているものについて、酒谷駅とは言わず、駅よりもっと上流まで行ってほしいというお願いを既設の運行事業者であります石見交通の方へお願い

をしてきました。で、この石見交通つきましても九日市周辺までのところでの延伸をしてやろうという回答をいただきました。便数につきましては、現在より 3 往復増やしていただくということでございます。もう 1 つでございますけれども、都賀三次間でございます。ここにつきましては現在備北交通が、1 往復走っておりますけれども、三江線の代替交通を考える上で、三江線は 5 往復しております。で、それについて、まずはお願いをしたわけでございますけれども、備北交通の方では 2 往復が精いっぱい、人員のこと、バスのこと、まあそういったことも含めまして 2 往復が精いっぱいであるという回答を受けたところでございます色々模索をする中で、備北交通さんの方からの助言もありましたけれども、実は赤名方面へも備北交通が走っていると。で、それにつきましては、時間的には、備北でいう時間的なものについては、そちらの方が早いということもありますけれども、赤名で乗りかえが生じる。そこも検討はどうでしょうかということもありまして、飯南町さんの方へ打診をしまして、今走っています飯南町営バス、頓原都賀間でございますが、これを利用すれば赤名で乗りかえて三次市方面への接続が可能になるということで、その 3 便とそれから備北交通の 2 便を合わせての苦肉の策ですが、5 往復が確保できたということでございます。その調整ができたということでございます。

●西嶋議長

10 番、旗根議員。

●旗根議員

三江線の代替ということで、運行するバスでございます。この路線によりますと、備北交通さんによるともう江津三次間において都賀、上野ですか、地区と広島県の川の駅間の運行は 2 便しかない。その今までは全ての路線において 5 往復になり 8 往復の便数が動いておるわけですが、この大和地区、上野から三次市作木町の川の駅間は、2 往復 2 便しかないというようで、その代替として飯南町営バスを利用して赤名へ上がり、赤名から三次へ向かうという乗り継ぎで、3 便を増やして 5 往復とするというようなバス路線になっております。三江線の代替ということでは、かなり三次から江津に今までどおりの三江線として利用された方は、もう赤名へ回り大和回りそれから江津に行く。その 3 便を追加しての代替交通ということで、まあ大変バスの利用者が激減するのではないかと懸念されるところでございます。また、この運行ダイヤあるいは運行の団体でございますけど、町としても毎月 20 日は公共交通を利用するというような制度を前からやっておられますけど、通勤通学、聞くところによりますと、今まで中央高校が運行していたバス便を廃止して、今後はこのバス路線に替わるようなことをこの前説明を受けたように思いますけど、通勤に利用しやすいダイヤ編成等々のお考えはどうようになっておりますか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

三江線の代替交通を考えるときに、まず 1 番に考えさせていただきましたのは、通院それ

から通学者の交通の確保でございます。箕根議員言われたように、島根中央高校のスクールバスにつきましては、この代替交通であります路線の方へ踏襲していくということでございます。で、それをまずもってダイヤ等を考えてきたわけでございます。当然、これだけでは、利用促進といいますか、利用の増がなかなか今までどおりになってしまいます。そこで通勤につきましても使える時間帯の運行、そういったものも考える必要がございます。これにつきましては、三次エリア、それから町内の2系統との接続等のこともありますので、当然、今後ちょっと時間的なことは検討を要するところがありますけれども、当然、通勤定期が利用できるダイヤというふうにはしていきたいと思っておりますし、利用促進の上でも、色々な工夫はしていきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

出来るだけ、その通勤通学に利用しやすいダイヤにしていきたいと思いますところがございます。また、ルートでございますけど、国道375号の広島県側の改良が、平成34年度には全面改良がされるように伺っておるところでございます。これに合わせて、今現在運行されている備北交通さんの川の駅から三次間の便坂を上がったの54号線を利用したの運行ダイヤ等々色々な今後変更等々調整ができるのではないかと思います。できるだけ三江線沿線を運行できるようなダイヤ編成にしてもらいたいと考えておるところでございます。また、これまで三江線を利用されて広島県側から美郷町へ多くの方が、美郷町の観光の目玉である潮温泉大和荘に三江線を利用してこれまで来られておりました。今後、バス運行になると三次から大和荘まで来ていただくためには2回3回と乗り継ぎをしなくてはなりません。こうしたことにより、利用者が減少するのではないかと懸念されるところでございます。こうしたこと踏まえて、この誘客の為に、町として大和荘、三次間の送迎バス等々の運行等々ができないかということについて、町としてはどのように考えておられますか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

箕根議員のおっしゃる大和、三次間の直通便の運行ということでございますが、まあ町としてできないかということでございます。確かに大和荘へは、今現在、三次市方面、それから多くは中でも邑南、羽須美、宇津井の方結構三江線を利用させていただいて、潮駅で降りていただいて、温泉に浸かって帰っていただいているという方が多くいらっしゃいます。で、この三次都賀間を考えると時に備北交通との協議の中で、日曜日、土曜日、休みの日は運休という、まず最初のご提案でございました。で、そこにつきましては、観光利用、特に大和荘利用、邑南の説明会でもご要望があったと聞いておりますけれども、土日の運行はぜひともという声がありまして、今、備北交通の方にお願ひして、土日運行につきましては、計2便で

はございますが、検討を今、協議しているというところでございます。合わせまして、先ほどの町としての三次への直行便につきましては、今現在はなかなか既存の事業者もございますので、すぐすぐというわけにはいきませんし、という中で特に今現在検討しているものではないですので、今後何らかの形で、例えば口羽の方へまで何らかの交通手段を出すとか、そういった近場でのお迎えといいますか、そういったことも出来れば大和荘さん辺りとも一緒に協議をさせていただければということは思っております。以上です。

●西嶋議長

箕根議員。後2分足らずです。

●箕根議員

はい。すみません。

●西嶋議長

箕根議員。

●箕根議員

せめて、三次間でなくても、おっしゃられるように、上野と作木町川の駅間が運行が2便しかないわけですので、川の駅まででもね、せめて運行していただければと思うところがございます。そうしますと、時間もございません。まあ、先ほど課長の方からありましたように、9月の7日に三江線沿線の地域公共交通活性化協議会等々が開かれ、観光利用の増加に向けた施策の廃止の期限の前倒しをしてでも取り組んでまいりたいというような意見も出ていたようでございます。今後も、通勤、通学通院等々、観光など利便性の高い運行ルートなりダイヤ編成、またなるように今後協議していただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●西嶋議長

箕根議員の質問が終わりました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時 39分)

(再開 午後 1時 00分)

●西嶋議長

それでは、会議を再開いたします。

通告4・5番、福島議員。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

5番、福島でございます。私は事前に通告していますように、次の2点についてお伺いいたします。まず1点目は、通級指導のあり方ではあります。小中学校の軽度の障害を持つ児

児童生徒が、通常の学級に在籍しながら障害の状態に応じて通級指導や自立活動や各教科の補充指導などの授業を受け、豊かな表現力を持ち、課題解決のために一人一人が懸命に頑張っています。子どもが本来持てる能力を発揮し、自己評価を高め自尊心を培うことが大事なことと思いますが、本町においてはどのような通級指導が行われていますでしょうか。また、他町で指導を受けなければならないこともあると思いますが、他町で指導を受けるとすれば仕事も休みも取らねばならず、交通費等も大変でございます。子育てで保護者の方は何かと負担が多いと思われませんが、対象者の有無を問わずに、経済的な支援の制度がありますでしょうか。お伺いいたします。次に、2点目であります。町営住宅の管理方針であります。本町の町営住宅の多くが、昭和の時代に建設された町営住宅であり、建設されてから相当な年数を経過しています。メンテナンスの必要性や住環境の整備の管理方針をどのように定め、入居者の要望などはどのように処理されているのかお伺いいたします。

●西嶋議長

景山町長。

●景山町長

福島議員の一番のご質問であります。通級指導のあり方についてお答えをします。通級指導教室とは特別支援教育を行う場の1つで、通常の学級に在籍しながら、何らかの困難を抱えている児童生徒に対して専門の指導教員と1対1の関係のもと、自立活動や教科の補充を行うものであります。美郷町での通級指導教室設置は県内でも非常に遅く、平成27年度によりやく邑智小学校に設置をされ、現在1名の専任教員がおり、町内4校を巡回して児童生徒の指導に当たっております。指導回数と時間は、児童生徒一人につき毎週1回、1時間から2時間を基本としています。新設当初には認知度が低く教室を利用する児童生徒は10人ほどでしたが、個別指導の効果が保護者にも認識され、今年度は21人が通級指導を受けております。子どもたちにとって1対1での対応は安心して過ごせる空間、時間となっており、どの子も喜んで通級指導教室に通っていると聞いております。通級指導の対象となる子どもたちは、今後も増加していくことが予想され、現状は対応し切れなくなると考えられますので、美郷町としては、中学校への通級指導教室の新設と専任教員の増員を島根県に要望しているところです。他町で指導を受けなければならない場合についてですが、以前は邑南、川本の通級指導教室に通わなければならない児童生徒もおりましたが、通級指導教室が邑智小学校に設置されて以降、そういったケースは生じていないところでございます。以上。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

ありがとうございます。通級指導というのは、なかなかなじめない言葉で、また非常にあれなんですけども、最近特に増えてきたあるいは、増える傾向にあるということをおっしゃっております。それでですが、例えば、授業1時限というのは、だいたい1時間というのが45分

くらいですか、それが、45分間が保てる子と、保てない子がおるかと思うんですが、そういうお子さんに対してはどのような指導が行われているのでしょうか。伺いいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

担当課長の方からご説明を申し上げます。

●西嶋議長

教育課長。

●漆谷教育課長

こちらの方で、お伝えいたしました今年度の通級指導教室の方の利用者は21人ということですが、実際に、学校の中で先生方が支援が必要ではないかと思われる子どもは実際のところは、30人を超えております。では、そういった子どもたちがどういうふうに通常教室の中で対応しているかといいますと、学習支援員を各学校に配置をしております。邑智小学校には3名、大和小学校2名、邑智中学校に1名、大和中学校に1名支援員がおります。そういったところの職員が、教室の中に入りまして、対応の必要な子どもさんに関しましては、そばで色々先生の説明をさらに繰り返して説明をしたり、やっている教科の内容の個別指導をサポートするというふうにしてしております。以上でございます。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

そうしますとその指導員さんちゅうのは、専門の知識をお持ちの方でしょうか。伺いいたします。

●西嶋議長

教育課長。

●漆谷教育課長

学習支援員に関しましては、特に特別支援教育の免許を有しているかどうかというのは、規定はしておりません。ただ、それぞれ中学校免許、小学校免許の教員資格を持った方々です。以上でございます。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

障がいのお持ちのお子さんは保育園のときぐらいから症状があらわれるんで、早いお子さんだと現れるんじゃないかと。遅いお子さんなら小学校の時に入ってから症状が現れるてくるだろうとお聞きしております。そうした中で、保育園の中で、小さいからわいわいがやがやとしているお子さん自体でございますし、なかなかそういう対象、まあ例えば今の通級制度には色んな障がいがあるお子さんということで、必ずしもああでなくてはいけ

ない、こうでなくてはいけないという外見ではわからないところがたくさんあって、非常に保育園の先生方も言葉は悪いんですが、見つけにくい。そういう症状がなかなか分かりずらいちゅうとこと思うところがあるようでございますが、いずれにしましても保育園から小学校に上がる時、いわゆる就学前にこのお子さんはこういう症状が見受けられますよというようなことで学校にお話があるのかなのか、そういうことで、就学前に通級が必要だと判断された時、どこの機関がどのようにして学校にお知らせするなり、通級が必要だということで、どこの機関がどのような形で決定されて通級が決定するのでしょうか。お伺いいたします。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

私の方から、特別支援教育が今大変子どもが増えております。で、特別支援教育の中には、先ほどから話が出ております普通学級におるちょっと困難な子に通級指導教室、その上が特別支援学級、で、それから先が特別支援学校と大きく3種類ございます。年に1回、町で教育支援委員会という、そういう特別支援教育、その子にとってはどこが一番いいだろうかという判定をする会をもっています。だいたい8月末ごろにその会を持ちます。これは新設学級、特別支援学級が新設学級になりますと早い時期に決めて、11月には県に新設学級の申請をするということで、8月末にその会を設けております。で、その会を設けるにあたって、先ほどありました保育園の子どもたち、あるいは小学生、中学生の子どもたち、新たに特別支援が必要なことを判定する会を持ちます。それには、特に保育園については、小学校の担当の先生、特別支援コーディネーターという方が、どの学校にも1人おられます。それと教育委員会の指導主事、保育園と連絡会をもっております。その保育園の先生方に色々話をいただいたり、あるいは、見に行ったりして、この子は教育支援委員会に上げようということはできます。今年も通級指導教室に保育園の子が1名通っています。それと、今年教育支援委員会にも、来年小学校に入る子ども1名を教育支援委員会で判定をいたしております。なかなか難しいのは、保育園は保育をする場であります。学校は学習指導をする場です。この辺の違いが少しありまして、保育園の先生方と小中学校先生の取り方が、若干違う場合も出てきます。ただ、今はできるだけ西部の医療センターで発達クリニックにできればかかっていたらいいということを教育委員会の方と学校方でお願いをしております。これは程度によりますけども、先ほどの教育課長が申しました34人おられる中で、30数名特別に支援の必要な子どもたちが、これは通常学級です。特別支援学級は入っていません。その中で、医療機関で診断をされたのが半数ぐらいおります。ただし、通常学級におられます。これ程度によって随分違います。別に特別支援学級だけでなく大丈夫ですけど、ですから医療センターのドクターの方にも、その教育支援委員会に入っていて、色々な検討行います。ただ、教育委員会で判定が出た結果についても、あくまでも保護者の了解が必要です。例えば、特別支援学校の判定が出ても、いや、自分とは近くの義務教育の小中学校通わせたい

ということを言われる方もおられますまた、1番困っているのは、保育園から中学校まで医療機関にかかっていただけない、進めますが、かかっていただけない保護者の方がおられます。そういった方をどうやって説得すればいいか、日々悩んどるところでございます。福島議員の質問ですが、なかなか保育園との連携十分ではございませんが、今のような方式でやっております。以上です。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

大変、やっぱりご苦勞をかけておるんだということがわかりました。そうした中で、役場の条例の中に、たしか子育て支援という条例があったかと思いますが、この保育園のお子さんと学校の生徒児童さんちゅうんですか、そういうのがあった上にまた子育て支援ちゅうことがございますが、これとの関連性どのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

●旭林健康福祉課長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

ただいま福島議員お尋ねの件でございます。子育て支援という側面からお答えをいたしたいと思えます。子育て支援に関しましては、健康福祉課の方が所管といたしておるところでございます。先ほど来、議員ご指摘の通級学級の指導のあり方という一面でお答えをいたしますならば、先ほどの教育長の答弁の中にもございました保護者の理解という部分が大変かんようになってまいる。その部分につきましては、私ども健康福祉課の方で、保健師を中心といたしまして、妊娠期からそして出産、そして、育児、そういった段階の際に、保健師が該当世帯を訪問をさせていただき活動を続けておるところでございます。そういった訪問活動を通じて、保護者の方との問題意識の共有化といったことにも努めさせていただいておるところでもありまして、特に今年度からよりその保護者また関係機関との連携を重視したいということで、美郷町におきます健やか、美郷子育てサポートファイルといった個人さんにそれぞれ1冊ずつというイメージでございますけれども、そちらのサポートファイルを活用させていただきまして、その妊娠期から子育てそして就学前から就学後に至る段階まで、一連の各関係機関、子育て支援という形で、サポート、また子どもが安心して学びそして健やかに成長していただくための関わりを持たせていただいております。以上でございます。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

まあそういうことになろうかと思っはおるんですが、そうしますと町長部局と教育部局と両方2つ部局があるようになります。そこでその片一方は、その通級の学習を進める、片方は育て方を進めるというような形に受け取ったんですが、部局同士での話し合いとか

連携性はどうなってるのでしょうか。お伺いいたします。

●西嶋議長

教育課長。

●漆谷教育課長

教育部局と健康福祉部局のところは、色々な面で一緒に活動する場面が多々ございます。例えば、要保護児童対策地域協議会ですとか、それから、いじめ問題の関係であったり、もちろん今の特別支援の関連もそうですが、常に教育委員会で把握した内容を必要な部分は、健康福祉課の方へすぐに伝える。逆に健康福祉課の方から、こちらの方に情報が上がってくるという部分でいうと、2つの部局の協力体制は、今大変いい状態で進めていられるというふうには思っております。ですが、やはり一番悩みますのは、保護者さんとの部分というところが、その情報が上がってきたものに関しましては両部局で対応を速やかに取るようにはしておりますが、何分にも、やっぱり保護者さんのご理解であったり、そういったところの情報というのが、なかなかこちらに上がってこないということがございますので、そういったところの連携をさらに両課で進めていく必要があると感じております。以上です。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

そうしますと、家族ということでございますが、どういいますか、そういうことを考えたときに、通級の指導員の方はもちろんのこと、今の保護者さんとそういう指導的立場にある方々との関係ですけども、人数といいますか、マンパワーといいますか、指導員先生は十分とは言えないかもしれませんが、充足しておるのでしょうか。足りないのでしょうか。いかがでしょうか。お伺いいたします。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

たしにマンパワー大事なことでございます。通級指導の先生は専門の先生で、何年もやられ経験があられて、27年にわざわざ邑智小へ来ていただきました。先ほど町長の答弁にもありましたように、今、中学校に通級指導教室を作りたくて、県の方はずっと長年要望しております。これ国の加配制度でありまして、教員は国から加配されます。なかなか枠が来ませんで、長いこと要望をしております。各学校にも、それぞれ先ほど言いました特別支援コーディネーターとか、特別支援学級の担任の先生がおられます。教育支援員会にも、全部メンバーで、その先生らに入っております。十分とは言えませんが、これ、今の人数ならなんとか子どもたちの支援に必要な子ども達の人数から言えば、まあまあかなと、ただ、これからどんどん増えるというふうに予想されますので、そのときは通級指導ができるような先生をこれは島根県全体で育成していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

そうしますと、子どもさん、そういう対象となる子どもさんがやっぱり増えていくというところ、そしてその家族から、なかなかその保護者さんからの理解が進まないというなこともございますですが、家族、分かっていただけの方は分かっていただけと思うんですが、特に今回お聞きしたいのは、クラスメートといいますか、学級の通常の学級の中で抜けて通級の教室に通うということ、そういう点での理解といいますか、子ども同士の理解はどのような形なんでしょうかお伺いいたします。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

はい。大事なところでございます。最初はぎくしゃくすることもありますし、少し軽いいじめにつながるようなこともございました。今は、先生方頑張ってください、その子の特性をある程度学年が経つに通じて、クラスの中でも認め合って、いい方向に行きつつあるんじゃないかと思えます。ただ、今通級は、通常の学級による子どもたちが対象です。特別支援学級の子どもらも自分の学年の親が急に行って授業を受ける授業もかなり半分以上はございます。そういった時も、だんだん学校全体で指導はいたしておりますが、稀に、少しそれが軽いいじめに変わるときもあります。学校では、情報を全職員で共有して頑張っていたというふうに思っております。以上です。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

やはり、若干そういうような結構もあろうかと思って、心配しとったんですが、そうしますとその先般、28年度の教育委員会の事務事業評価のご説明を受けました。その中でも通級指導の事項がございました。現在、通級制度が1箇所とありました。今、お伺いすると1週間に4校回るというお話もございましたけども、通級指導教室1カ所とあったのは、小学校1つかなというふうに思うわけですが、あの計画書にも将来の目標は2箇所とあったような記憶をしております。で、やはり、ほんと1箇所では、今、お話を聞く限りでは少な過ぎるのではないかなと感じてるわけですが、いかがでございましょうか。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

おっしゃるとおりでございます。1箇所では、大変少のうございます。ただ通級指導教室というのは子どもたちが通級指導教室に通ってくる場合と、通級指導の担当の先生が各学

校へ出向いてやる巡回指導という2つの利用方法がございます。例えば違う学校でも来れる子どもは邑智小の通級指導教室に来られる子もおりますが、ほとんどが他の学校になりますと、巡回指導になります。今、21人で手いっぱいです。国が昨年基準を示しまして、通級指導教室は子供13人に対して1人の先生が望ましいという回答で、何10年後にこれが実現できるかわかりませんが、一応国がそういう目標基準を定めております。邑智郡には、瑞穂小、瑞穂中、川本小、邑智小と4校しかございません。旧石見町に長年要望されておりますが、なかなか加配がつかないみたいです。うちもぜひ中学校につくりたいと思って頑張って要望続けていきたいと思っております。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

ぜひとも中学校の方へも教室を設置していただきたい。開設していただきたいと思っております。それで数点お聞きしたいと思うんですが、まず家族会というような、症状によって色々違いが異なって難しいのかもわかりませんが、21人くらい対象者がいらっしやるということになると、家族会等も必要ではないかなと思って、勝手に思ったりしてしまいましたけどもいかがでしょうか。お伺いいたします。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

この通級指導教室の親の会というのがございます。これ邑智郡で1つになっておりまして、邑智郡言葉を育てる親の会というのが旧瑞穂町で発足して、昨年で20年の結成記念式典が行われました。当町では、27年度に通級指導教室ができた関係で、それまでは、ほとんどいらっしやいませんでした。最近、その保護者、親の会に入られた方が、6名ぐらいだと聞いております。先般、私の方に毎年来られるんですが、通級指導教室、特別支援教育の充実を求めて、邑智郡言葉を育てる親の会の皆さんが僕のところに要望に来られました。そのときには本町の保護者の方は5名、邑智郡の代表の方が2名来ていただきました。まだまだ、認知が足りないと思っております。通級指導教室、そういう会自体が、これからはどんどん増えて仲間が増えていくのではないかなというふうに思っております。以上です。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

ぜひとも家族会等を作って、加入なりあるいは美郷でも作っていただくなりして、その活動をしていただきたいと思っております。と言いますのも、やはりなかなかうちの子に限ってというようなこともございますし、なかなかあの子は普段と変わらんのかなということ、理解もされてないちゅうこともございまして、なにかと親御さんもしんどい場所もあるうと思っておりますので、そういう機会があればいいのかなと思っております。で、先ほど西部の医療センター

発達クリニックという言葉が出たかと思います。まあそこで診断あるいは判定をお願いするとかいうことでしたが、一番最初のところの質問の中で、対象者の有無を問わずに経済的支援の制度はあるかとお伺いしておりますが、こういう判定を浜田でお願いするとか、あるいは江津とか色々施設がございますが、そういう時にお出かけになるときの支援とかそういうものはお考えになってますでしょうか、ないでしょうか、お伺いいたします。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

発達クリニックというのは、江津に医療センターございますが、これはあくまでも病院の受診でございますので、その支援については考えておりません。今、そういった特別支援教育に対する支援を特別養護学校に通われる場合は、健康福祉課の方で、障がい者の移動支援ということで、その費用は全額いたしております。それ以外は、今通級とか特別支援教育の方は、ございます。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

第1問を終わらせていただきます。第2問、町営住宅についてのご回答をお願いいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

福島議員の2番目の町営住宅の管理方針はのご質問にお答えをいたします。町営住宅の管理方針につきましては、平成23年に策定した美郷町公営住宅等長寿命化計画で管理方針を定め、長寿命化のための外壁の再塗装や浴室の改善など計画的な修繕について、社会資本整備総合交付金の要望を県に行っておりますが、1割程度の内示となっており、計画通りの進捗となっていないのが現状であります。水漏れなどの通常の維持、修繕につきましては、適時対応しているところであります。長寿命化を進めていくには、財政措置が重要であり、要望を続けるとともに、臨時、緊急の修繕には適宜対応していきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

長寿化ということで、いろいろメンテナンスを行っていただいているようでございます。入居者から住環境整備について、あそこをこうしていただきたい、ここはこうなってほしいとか、色々要望が出るかと思えます。その要望方があったときは、実際にはどのように対応されてるのか、具体的なことをちゃんと説明されて、やられているのかどうなのか、回答されて

おるのか、お伺いいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

地元の要望の入居者の要望というところでございます。こちら美郷町公営住宅等著寿命化計画、これを策定いたしますときにですね、入居者からのアンケート、こちらの方も実施をして、要望を取りまとめ、そのそれを元に、この計画を作成をされております。それ以降の要望内容等につきましては、修繕等に対応できるものにつきましては、その都度対応させていただいておりますが、この計画の中で、余りにも古い住宅等ございます。そういった場合には、最小限の修繕ということで、最終的なところでは、入居者がおられなくなった場合には用途廃止ということも計画の方に載せております。以上でございます。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

そういう計画があるということをお聞きしたわけですが、住民さんに対してですね、その計画アンケートに基づいた計画を立てられて、その計画を住民さんに入居者に伝えられておるのでしょうか、どうでしょうか、お伺いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

大変申し訳ありません。こちら住宅の情報ということを入居者に伝えているかということでございますが、そういった、すいません。資料がございません。ただですね、廃止に向けての住宅でございますけども、こちらの方は、住宅料こちらの方がかなり低額、数1000円というような額になっております。そういった中で、個別の入居者にそういったことは回答させていただいております。以上でございます。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

まあ大変失礼な言い方でございますが、入居者の方からお聞きしたんですが、要望してから何年にもなる。担当課長さんが変わられたら、変わられた度に言うとはずなんだが、いっそ何にもないちゅうことございまして。私は、計画が出来たなら、そういう要望があったときに、計画に基づいてやりますとか、それはまだ計画にないから出来ませんよとか、明

確にその理由をつけて要望のあった入居者に伝えるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。伺いたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

今のご質問でございます。その質問のことにつきましては、多分、舗装の話ではなかったかと思っております。こちら、舗装の方一部住宅につきましては駐車場がないというところで、玄関先というところへ駐車をしなければいけないということで、まあ通路の方を舗装してほしいというような要望であったかと思っております。今、そういった場所につきまして、他の住宅地ですね、そういったのも含めまして、まとめて計画をしてはどうかということで、担当の方にその調査の方指示をしております。もうしばらくお待ちいただければということでございまして、そちらの方入居者の方に実際返していないのが実情でございます。大変申しわけません。入居者に対しましては、今後そういった内容の方、回答してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

私がさっき言いましたように、実施出来ないものは出来ない、実施出来るものは出来る、出来ないものは出来ないといことで、はっきりお伝えになったらよかったと思っております。それからあれですけども、町営住宅の条例にはこと細かく書いてありまして、居宅環境の確保とか、敷地の安全とか何がし、何がしといっぱい書いてございまして、全体的に見て部屋の構造も含めてですけども、高齢者に優しい住宅となっておりますでしょうか。入居された時に、お若いときに入居されて、何ともなかったか分かりませんが、今こうして、昭和の時代に建った建物でございますので、まあ年数を経ってまして、浴槽とか色んなことも古い構造となってるようでございまして、色んな面におきまして、その高齢者に優しい住宅なってるかどうかということについて、ご感想をお伺いしたいと思います。お願いします。

●西嶋議長

建設課長。後2分ぐらいです。簡単に。

●添谷建設課長

高齢者に優しい住宅環境かということでございますが、建設当時が昭和ということでございます。とてもバリアフリーというような対策に至っていないのが現状でございます。ただ、浴室等の改修ということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、要望はしております。しかしながら、今年につきましても、970万の事業費に対しまして、補助金が2分の1ということでございますけども、58万6000円の交付金の内示ということで、とてもこの金額では改修工事が出来ないというような状況でございます。そういった、こういった状況が続くということになりますと、住宅の長寿命化、こちらの計画自体がもうやっ

けないということがございますので、その辺検討していきたいというふうに考えております。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

質問を終わります。

●西嶋議長

福島議員の質問が終わりました。

続いて通告5、8番・山本議員。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

通告をいたしております1点についてお尋ねをいたします。県道別府川本線の改良については、これまで何回か質問をしてきましたし、色々な場面でその遅れを指摘してきたつもりであります。しかし、美郷町内でもっとも改良の遅れた路線であるとの認識ではあるものの、改良は一向に進んでおりません。最重点路線として要望していくとの答弁もありました。残念ながら、この間実施された事業は、待避所の設置と部分的な改良でございました。車道幅員が2.1メートルの箇所はまだ残っております。今だ大型バスが通行出来ない路線でもございます。この路線の改良が遅々として進まない原因を真剣に考えるべきだと思います。この沿線の耕作放棄地は他の地域よりも多いように感じております。京覧原から港までは極めて残念な風景が続いております。改良の遅れと放棄地の拡大に因果関係を感じるのは私だけでありましょうか。早急な対策が必要だと思います。道路改良について進捗状況と道路改良についての川本波多線の道路改良についてお尋ねをいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

山本議員、県道別府川本線の改良の進捗はのご質問にお答えをいたします。ご質問で、改良の遅れと沿線の耕作放棄地の拡大に因果関係を感じるとのことですが、他の国道や県道など幹線道路沿いの耕作放棄地を見ますと、関係はあると感じております。進捗状況と改良計画につきましては、沿線の自治会長と県・町との意見交換会を開催しており、全線2車線改良は困難なため、待避所設置に取り組むとのことから、9箇所の選定をしております。9箇所すべて地権者の了承をいただき、そのうち、優先度の高い5箇所で詳細設計と用地調査が完了し、うち2箇所で用地買収が完了し、うち1箇所で災害復旧の残土利用をし、盛土を行ったところであります。5月の県央県土整備事務所との意見交換会に置きましても、9箇所の待避所の早期完成と、農道など他事業での整備ができないか、検討をお願いしたところでもございます。この現状を重視し、早期に改良していただくよう、強く要望してまいりた

いと考えております。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

一番最初にお尋ねしたいのは、この路線は私先ほど申し上げましたが、町内で一番改良の遅れた路線であるとの町長認識はございましょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

この質問につきましては、何度か質問をしていただいたような記憶はございますけれども、やはり現況から見ますと道路改良が遅れてさらに沿線が非常にこの耕作放棄地が広まっておると感じはいたしますけれども、やはり、この道路改良も1つの要因ではないかなと感じておるところでございます。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

ですから、一番遅れてるという感じがします。町内で1番悪い路線だと、県道だと。一番悪い県道だということを認識されておりましたでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

認識のことでございますけれども、決していいという状況ではございませんので、この線をですね。何とかして改良していきたいと、このように思っておるところでありますけれども、県の方にもこの関係でお話もしておりますけれども、一番の多い要因はですね、格上げをしないと予算がつかないということが大きな原因でございます。それじゃあ、格上げをどうすればいいんかということになりますと、交通量あるいは人口の関係、すべてが網羅されてですね、調査をしての格上げになる。クリアすればですね、格上げになるということを伺っておるところでございます。今の状況からいきますとなかなかですね、格上げのこれという要素になるものが、今ないとは言いませんけれども、足りないんじゃないかなという感じがいたしておりますけれども、私どもとすれば、やはり県の方にもこの改良については、何回も要望をいたしておるのが現状でございます。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

私もよく知っております。毎年要望されとるとするのは、事実は分かりますが、しかしながら、余りにも遅々として進まないというのは実態だろうと思えます。先ほど、答弁の中で

ありましたが、今、格上げの話がありましたが、農道での他事業での改良も含めて云々という答弁の内容だったと思いますが、それはどういうことなのか。私が提案したいのは、むしろ格上げでなしに格下げということを提案したいわけですが、その辺りちょっと詳しく教えて下さい。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

先ほど私申し上げましたのは、県道事務所との意見交換会の中です、農道など、他事業での整備ができないかという検討をお願いしたところですが、まだ、県央県土の方にはそのことを伝えてありますけれども、回答は来ておりません。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

担当ので結構ですが、具体的な手法ですね、農道を農道というか、他事業、農道との他事業ということになりますと、どういうことなのかなということを感じますが、手法はどういうことなんですか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

こちらの農道などの他事業での整備ということでございます。こちらの方につきましては、広域農道のような事業で取り組んでいただけないかと、で、それをもって最終的に今そちらの方県道にしていくというような手法がとれないかというような趣旨での検討をお願いをしたところでございます。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

それについては、特に今進展はないということなんでしょうか。

(はいとの声)

●山本議員

で、私が言いたいのは、今まさに農道とかいう話があったんですが、むしろ県道をやめて町道でやって、町道しっかりそこにお金を突っ込むのがええんじゃないかという気がします。というのはですね、基準、改良企画が何といたしますか、低くなるということになります。カーブの設計速度等にしてもですね、低く抑えることができ、安くできるんじゃないかという気がするわけです。そのあたりの検討ちゅうのは出来ないものでしょうかな。いかがでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

今のご質問は、県道を町道に払い下げを受けて、町の方での改良をしたらどうかというような提案だったと思います。こちらにつきましては、現在のところそういったところの検討をしたことがございません。なかなかこちらの延長、一番美郷町内におきましても15000mというような余りの延長がございます。これを町道で改良をしていくということになりますと、大変な時間と費用というところがございます。担当課といたしましては、こちらの方今までとおおり、県道での改良、以前の答弁でありました1.5車線でも改良して行っていただきたいというような感じを思っております。以上でございます。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

この路線、私は、議員になりたてのところに、質問を一番最初にさせていただいたと記憶しております。もう8年も前の話です。8年前から京覧原から港までがどれだけ変わったかなという感じがします。まあ別府からですんで、別府からどうかといいますと、別府の入りかけの道が旧小学校の前までが広がっただけでありまして、その他のところでは、特に目立った改良が全くないと。京覧原から港までの間については部分改良が1、2箇所、待避所が何箇所かある。その程度しかなされていないわけでありまして、で、確かに人口も確かに少ないかもしれませんが、そういうことで、ほったらかしにされた関係で、人口がだんだんさらに拍車をかけて減って行って、今のような状況になったのではないかという気がします。ですので、ここにやっぱりもう少し他の場所と同じようにですね、本格的に改良事業を入れるべきではないかと思うんですが、その辺り、町長お考えいかがでございましょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

議員のおっしゃいますとおりでございますけれども、これまでも全く努力をしてないわけではありませんけれども、県の方にですね、色々な会合を通じてお願いをしているのはおるところでございます。まだ、その要望がですね、すぐ、こうということにはなっておりませんが、何としましてですね、この線の改良は一番の重要路線であると思っておりますので、今後、このことにつきましても県の方へ十分にですね、お願いを申し上げていきたいとこのように考えております。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

そのような答弁を何回も聞いたような気がしましてですね、今だに進んでないと。全く進

んでないぐらいの感じがするわけです。地元の方は多分そう思っておられるんじゃないか
と思います。先般色々歩きましたら、そういう話を何箇所でも聞きました。とりわけ京覧原
から下流の人の意見はそういう色んな自治会長含めてですね、ご意見を伺ったところでご
ざいましてですね、この路線、もう少し力を入れていただきたいと思います。で、1つはで
すね、私もこれちょっと聞いた話なんです、災害が起きたときにですね、例えば、水害等
で大変な状況になったというような時にですね、まず自衛隊等に支援を要請した場合です
ね、まず第一に道路を調べるということらしいんです。で、道路を調べてその道路の幅員に
よって支援器材等々の量とか物が決まってくるということでございます。したがって、道が
いいところについては、やっぱりいい機材等がどんどん入ってきて早急な支援が出来る、十
分な支援が出来るんじゃないかと思うわけですが、そういう状況でございましてね、何も5
メートル以上、2車線の道路というわけじゃないんですが、何とかですね、ここへその大型
車が通れるような道路を作ってあげると、やっぱり災害のときでも非常に心配が多いん
ではないかという気がしております、その辺りに何かコメントございましたらお聞
かせ下さいませ。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

特別今、コメントをすることにはなりませんけれども、先ほど申し上げますようにですね、
やはりこの線の重要性というものを県の方へ強く要望してまいりたいと思いますけれども、
なかなかですね、県の方にも色々な計画もあるようでございますけれども、何としまこの
別府川本線というものをですね、県の方でも十分検討していただくとくように再度お願いを
申し上げたいと思っております。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

これからの道路行政というのは、単なる経済効果だけでは私は、町を維持していくという
視点から捉えるとですね、難しいだろうと思います。まあどこかに人が住みやすい場所だけ
に、その人を集めるという町の方針になるなら、それはそれで結構でしょうが、そうでない、
全体的にこの美郷町全体を守っていく、自然も含めてですね、守っていくということになる
ならば、やっぱり満遍なく全体に住民が暮らしているという姿が一番理想なわけござい
まして、君谷が、沿線がですね、非常に少なくなっているということございまして、先ほ
ど多少は因果関係があるんじゃないかと言われましたが、実際人口の減少率をですね、数字
をもらいまして調べてみましたら、まあ他の地域が努力しとると言えば、それまでかもしれ
ませんが、小松地西、小松地東に比べてですね、倍以上、湊、小谷、地頭所、久喜原、京覧
原辺りになりますと、倍以上の人口減少率になつとるわけです。こういう状況でございま
すのでね、やっぱり、ここには、もう少し目に見える形で力を入れるべきだろうと。で、私が

さっき言いましたが、格下げの問題もですね、もうちょっと真剣に考えると、具体的に改良が入る、向こう10年ぐらいですね、多少、希望が見えるような計画が必要だろうと思います。前のときになんか地元と協議して全線を、路線の計画を入れますというような話がありましたが、開けてみると、結局対象、先ほどあった10箇所か9箇所かの話でございまして、そんなもんで道路改良が済んだというようなことにはならないと思うわけです。現実には、別府から京覧原までの間には、代替路線といいますか、農道がしっかりしておりますので、あれよりか京覧原から港までだと、そこをもう少し早急にですね、住民の方に目に見える形で、残ってもらえるような路線にするという、ましてや都会から農業をしに、農地はいっぱい空いておりますので、帰ってもらえるようなそういう取り組みが必要ではないかと思うんです。そのため道路ではないかという感じがしておりますが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

実際にですね、私もその方のお話も聞いておるところでありますけれども、休暇を利用してですね、帰って百姓の仕事をするという方が何人かございます。やはり通勤ではございませんけれども、その地域の状況からすればですね、まだまだ道路事情は遅れておるということは認識しておりますけれども、やはり、通勤、まあ農業ではございませんが、休暇を利用して帰って農作業とするんだという方が何人かいらっしゃいます。出身者会の中でも君谷のその道を改良してほしいということも聞いておりますけれども、今のような状況でございまして、何とか早く改良が実現するように努力をしてまいりたいと思っております。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

切りのない話だとは思いますが、具体策がないということでございますので、先ほど私が申し上げました格下げも含めてでございますが、もう少し、なんかこちらからですね、ペーロケイみたいなものも作りながらですね、ここまでぐらいなら町負担ができるのか、財政的には、その辺りも具体的に示しながら、ましてや、その格下げにして、町道にした場合はどこまでできるのか。そういう具体的な線といいますか、計画もですね、ちょっとは考えてみるべきだろうと思うんです。何とかその辺りを単独でも、もう少し突っ込んでですね、具体的な格下げも含めて検討をですね、何かまとめてもらいたい。それを住民に示してあげてですね、もう10年すれば、このぐらいまではなりますよとか、いう希望を与えることによって、定年された方が帰って来られるということも可能ではないかというような気がするわけです。結構、地元に戻りたいという方もおられるようにも聞いておりますので、その辺りにですね、多少、光が差すような施策をですね、お金をそうかけるということではございませんので、担当の方ですね、少し頑張っていただいて作ってもらうというようなこと

はいかがなものでございましょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

今、山本議員さんからの担当の方でそういった10年後の計画というようなご指摘がございました。担当の方といたしましても、払い下げを受けてやった場合とか、いうようなことも含めまして県とちょっと相談をしながら、その辺どういうものが出来上がるか、ちょっと分かりませんが検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

県の方にも、そういうことでですね、うちは、ここまでも考えますよというような事やると、多少は評価が上がると思いますか、知事もちょっと、ほいじゃあやらにやあいけんかなという気にもなってもらえるんじゃないかという気もいたします。いずれにしても、それがいつまでとは言いませんが、早い方がええんですが、3月頃までには、何とかやっていたきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

3月頃までという要望でございます。努力してまいりたいと思ひしております。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

1つよろしくお願ひをします。地元の方は、非常に心配をされておまして、農地が荒廃していくのを悩んでおられます。これが一番だと思います。その原因が、道路という感じもどうも受けとられる。そういう発言を聞きました。実際に。ということでございますので、これに因果関係は、必ず私はあるだろうと思ひます。道路が良くなることによって、おそらく人も帰ってくる可能性は十分に考えられますので、ぜひとも、その辺については、真剣に考えていただいて、早急な地元にも明るいお話が出来るように頑張っていたきたいことをお願ひ申し上げまして、時間は随分残しておりますが、終わらさせていただきます。ありがとうございました。

●西嶋議長

山本議員の質問が終わりました。

ここで、2時25分まで休憩といたします。

(午後 2時 02分)

(午後 2時 23分)

●西嶋議長

それでは会議を再開いたします。

続きまして通告6、6番・藤原議員。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

6番、藤原でございます。本日最後になりましたけど、私の方からは、2点ばかり質問をさせていただきたいと思っております。まず第1点目は、地域防災力の整備についてということであります。9月1日は防災の日でした。また、先月8月20日には、平成26年の広島土砂災害により、3年が経過したとの報道が多数あり、土砂災害の恐ろしさを改めて思いおこした方も多いいと思います。この度、美郷町では、土砂災害警戒特別区域、いわゆるレッドゾーンの調査結果の周知がなされ、広報6月号でも特集されておりました。この調査によりまして、指定により対象区域には色々な規制がかかることとなりますが、安全安心の町づくりを推進する観点からは必要と考えます。減災対策には地方防災力の整備充実が重要と考えますが、災害時の避難体制の確保等の、こうしたソフト事業推進の考え方や、対象地域に対する砂防施設の整備等のハード事業に対する考えを伺いたいと思っております。2点目は住まいに係る定住対策についてということでございます。美郷町では、住まいに注目した定住者の拡大に向けての施策が数多く実施されております。中でも若者定住住宅については、平成19年度より整備を行い、現在9地区45戸の住宅に208人が入居をされており、地域に密着した住宅整備による定住対策はUIターン者誘致の成功例として注目をされており、しかしながら、最近の入居の応募者も減少しており、募集に苦慮している状況であると聞いております。この施策も10年目を向かえ、10年後からは住宅や土地の無償譲渡といった課題も迫っております。定住対策であり、造成による経済効果もある事業ですが、入居者確保も含めた今後の事業推進の考え方について伺いをいたします。また、昨年度において空き家の利活用、危険家屋認定のための全地域を対象とした空き家調査を実施されましたが、この調査結果を踏まえた空き家バンクの現状と今後の運営の考え方を伺います。以上2点よろしくお願いをいたします。

●西嶋議長

景山町長。

●景山町長

藤原議員の地域防災力の整備について、ご質問にお答えをいたします。ご質問にありますように、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域通称レッドゾーンに指定されます

と、建築物の構造規制等の色々な規制がかかってまいります。1点目のソフト事業についてでございます。藤原議員ご指摘のとおり、平常時から地域の防災力の強化は災害に強い町づくりには欠かせないものであります。幸い本町は都市部と異なり、昔から地域の繋がりが強い町であると感じております。潮・曲利連合自治会では、毎年防災訓練を実施され、沢谷連合自治会においては、防災士による地域での防災学習会を開催に加え、今年度から新たに各自治会に防災委員を配置され、学習会や防災訓練など自主防災組織としての取り組みを計画されております。町としましても、こうした地域におけるモデル的な事例に対する助成や、県や消防協会など関係機関の助成事業の調査などを行って参ります。波多野議員への答弁とも関連しますが、町全体で防災力の向上を図るためには、こうした防災意識の高い地域の取り組みが多く地域に波及していくことが望ましいと考えております。町全体の地域防災力の向上が図られるよう、地域の要望を伺いながら訓練や学習会を実施してまいります。2点目の対象区域に対する砂防施設などのハード事業の考え方の質問ですが、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設は、それぞれの事業の根拠となる砂防法・急傾斜地法に基づいて整備されています。一方、特別警戒区域等を指定する根拠となる土砂災害防止法は、法的には、これらの法とは連動していません。事業実施には採択基準があり、警戒区域等の指定要件とは必ずしも一致しておらず、特別警戒区域等に指定されても事業が優先的に実施されるとは限らないところです。対策工事は、これまでどおり過去に災害が発生した箇所、要援護者関連施設・避難所など重要な保全対策を含む箇所、荒廃の進んでいる箇所などを計画的に実施されると聞いております。島根県では、土砂災害特別警戒区域内での住宅補強の支援事業があり、拡充に向け、9月の定例県議会に提案するとのことで、情報を収集し、町として何か支援できないか、検討してまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

地域防災力の整備についてということで、お伺いいたしました。質問書の中に置かれておりましたように、今月初め、防災の日がありました。先月には広島土砂災害から3年が経ったということで、新聞報道あるいはテレビ辺りでも当時の映像が流されまして、思い起こしておりました。また今年の7月ですか、九州北部ですね、記録的短時間大雨情報というようなことで、多くの被害が出たというような映像も流れておりました。島根県におきましても、その時、大雨特別警報ですか、気象庁の方から出されまして、浜田市あるいは益田市津和野、邑南町とこういったところがその区域になっておりました。避難指示ですね、避難勧告じゃなくて避難指示が浜田市あるいは益田市、お隣の邑南町でも確か出されたはずですよ。まあ、こういったことがですね、本当に身近に起きる時代になっちゃうなということをつくづく今年になって感じまして、感じておったところでもありますけど、ちょうど、そういった矢先に県の方からレッドゾーンの開示がありまして、邑智地区につきまして、いちおう図面等の図書が回っておるといふところだと思います。午前中、波多野議員の質問の中で、邑智地域

でイエローが748箇所、大和で383箇所、1113箇所イエローがあると、その中でレッドが邑智に対しては451カ所、約6割ですね、大変な数があると。まあ大和地区のレッドについては、まだ公表されてないということでもありますけど、ちょっとここで、議論を深めるためにですね、イエローの意味合い、レッドの意味合い、ちょっとどういうことなのか、まあ大和地域の方もおられますので再度説明を願いたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

イエローゾーン、レッドゾーンの説明をということであったと思います。まず、イエローゾーン土砂災害警戒区域というものでございます。こちらにつきましては土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域ということでございまして、こちらちょっと手前の方資料で申し訳ありません。説明会で使わせていただいた資料でございます。こちらにつきましては、家の後ろ、角度が30度以上、それから高さが5メートル以上というような部分、こちらが1つイエローの判断になるかと思っております。土石流につきましては、こちら同じように住民説明会で使わせていただいた資料でございますけども、基準点からおおむね10度の角度というところで、こちら国の式があるそうでございますけども、その範囲というような部分があるということでございます。こちら土砂災害の特別警戒区域通称レッドゾーンということでございますけども、警戒区域、この中でですね、土砂災害が発生した場合、建築物に損害が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域という説明になっております。こういったところでレッドゾーンになりますと、一定の開発行為の制限それから居室を有する建築物の構造等に規制がかかるということになっております。簡単でございますが、説明の方をさせていただきました。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

ありがとうございました。邑智地区の方についてはですね、図書等配られまして、この広報にもありましたので、ピンとくるかなと思いましたが、大和地区の方についてはですね、何のことかいなという思いがあらうかと思ひまして、改めてちょっと質問させていただきました。イエローレッドということで、これ広報見ますとですね、広報や自治会等を通じて周知を行いますということでもあります。役場建設課及び自治会に調査結果を備えつけておりますので、ご確認をお願いしますということが書いてございます。私の地域でもですね、

自治会長さんがそれをお持ちかになりまして説明がありました。そういった中でですね、役場、交流センター等へですね、出向かれてこういったことの説明をお願いしますと言われた方は何名ぐらいございましたでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

役場交流センターセンターの方に、自分の自宅のですね、確認に来られたという方はどのくらいかということでございます。こちらにつきましては、交流センターの方にもちょっと聞き取りをさせていただきまして、他の用事で来られたときに見られた方数人程度おられるということでございまして、このためだけに来られた方は、いなかったというふうに聞いております。役場の方へも問い合わせの電話はあったり、1階の方に用事があったんで来たついでにちょっと上がってみたという方は同じように数人程度ということでございました。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

これ今までのイエローと違ってですね、レッドに入ると土地開発行為の許可であるとか建物の構造規制、あるいは建物移転勧告、非常にこの個人の財産に対してですね、規制が入るわけですね、これ大変重要なことです。そのことに対して、住民さん方のなんちゅうか、レスポンスといいましょうか、反応といいましょうか、非常にこれは悪いように感ずるんですけど、いかが感じられておりますか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

こちらの方につきましてはでございます。主に居住されている方についての規制に関するものということになりますと、新築や増改築をされる場合の建物への体力壁、崩れた場合にその衝撃を受けとめられるだけの壁を設置しなさいというような規制がかかるということと、その建物をとか土地を他の人に譲る場合に、この土地はこういう場所ですよというような説明をしなければいけないというのが1つあると思います。自分の土地につきまして開発行為ということは、おそらくそうないのではないかというふうには感じてはおります。そういった関係で、新築、増改築される計画をされている方については非常に興味といいますか、規制がかかって来ますので、その辺のところについては、問い合わせが出て来ようかとは思いますが、全くそういった事を考えていない場合ですね、そういった場合には、今のところ、そのまま住み続けていただけないかということでございます。そういった場合には、なかなか興味といいますか、自ら調べようというところはないのかなというふうには思っております。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

まあ、なかなか反応が悪いというところでもありますけど、これはですね、やっぱり住民の生命、身体、財産、特に生命ですね、これに係る重要な情報なわけでありまして、だからこそ個人の財産にも関わらず規制があるということだと思います。非常にこの重要な情報だと思います。これはですね、自治会長会で説明をしてですよ。資料を持って帰って、自治会レベルで話をさせていただいて云々という程度のこと、今なっておるやに思います。たまたまその自治会にですね、役場の職員がおられた、あるいは地域担当職員がおられた等々であれば、詳しく説明があったかと思いますが、私の自治会そういった方もおられませんので、自治会長さんがですね、簡単にもう説明を終われたという経緯があったわけでもありますけど、そういったところが主だと思います。それで、これ見ますとですね、結果図書の縦覧、地元説明会の開催とか、県のフローチャートあるんですけど、やはり重要なことです。要請があれば我々が行って説明をします、ではなくてですね、積極的に出向かれて、また納得していただくように、説明要すべきではないか。そのための勉強会もされと思うんですけど、私はそのように思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

要請で出向くのではなくて、積極的に自治会にも出向いて説明をということでございます。こちらの方につきまして、そのために、今職員、地域担当職員について説明会を開催をさせていただきまして、自治会等でも説明ができるようにということをやっております。要請ということだけでなく、積極的にということでございますんで、常会等の皆さんがお集まりになる時を、そういった時でないとなかなかお集まりになることがないかと思っております。そういった場を捉えまして、そういった情報がいただけるのであれば、そちらの方に出向いて説明の方させていただければというふうに思っております。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

今の答弁中ですね、そういう情報があれば積極的に出向いて説明をするということ言われました。ぜひともですね、そのことをやっていただきたいと思います。やはり、規制にかかることですし、自分の生命、身体、財産に係ることですので、ぜひともですね、積極的にこのことをお願いしたいと思います。それでその時にですね、私も説明を受けたんですけど、図面も見ても分らないですよ。どれが自分の家か、どの地域か。私もですね、仕事から森林境図であるとか、色んな図面を見てまして図面を見る目はかなり肥えておると思うん

ですけど、この私ですらですね、これどこかなあ、どこの家の分かなと、分からないという
ような程度のレベルの図書でしたんで、もっと精度を上げてですね、しっかりしたもの、そ
れとその地域へ出向かれたらですね、地域限定のマップですね、今こういう県が指定はなっ
てますという、レッドゾーン、イエローゾーンの中にこういうレッドがありますという、そ
ういうものをですね、やはりその集会所辺りにぱっと張っておくとですね、誰も理解力が深
まると思いますし、ぜひとも、そういう機会があれば、そういう図面も携えていってですね、
説明をしていただければと思いますが、ぜひともお願いをしたいと思います。それで、町長
の答弁の中にですね、防災訓練、防災学習会のことを触れられておりました。潮・曲利地域
あるいは沢谷地域で防災訓練をやっておられる。あるいは沢谷地域で防災学習会という話
がありました。午前中の3番議員の答弁の中にでも、浜原地域、昨年ですか、浜原地域ある
いは君谷地域でもそういったことをやられたというふうなお答えがありましたけど、まあ
私、沢谷、実は明日防災学習会あります。沢谷の場合はですね、防災士がおられます。そし
て防災委員というのを11名ばかり選任しております。防災員あるいは防災士、自治会長あ
るいは消防団の方々あるいは青パト隊、そういった防災意識の高いの方々、関係ある方々を集
めてですね、明日実は、松江気象台の方からですね、講師先生をお呼びしまして、学習会と
いうことを予定しております。内容はですね、松江気象台の土砂災害予報官という方にお越
しいただくわけでありまして、気象災害の指示と土砂災害に備えるための準備と心得に
ついてと、こういう勉強会です。実は私、明日参加しようかなと思ったんですけど、一般質
問が2日になりましたんで、残念ながら行くことが出来ないわけでありまして、多分平日
ですんで、そんなに来られないかと思っておりますけど、こういったことをですね、積極的にやっ
ておられるまあ地域があるわけでありまして。防災意識の高い地域の取り組みが、多く地域に
波及すればということ、今、お答えの中で言われましたけど、まさにそういうことをやっ
ておる地域がありますんで、情報収集していただくあるいは役場の広報の方もですね、取材
に行ってくださいあるいは総務課のですね、防災担当の方も時間があれば勉強に行ってい
ただくとか、そういうのは積極的な姿勢をお願いをしたいと思っております。今度は、今ソフト面
ですけど、今ハード面のこともお伺いしました。土砂災害の防止の法律とこういった施設
整備事業をやる法律、根拠になる法律、これには連動していないと、そこがイエローになっ
てレッドになっておっても、優先的にはなかなかそこには事業は入りませんよというこ
を言われました。なるほどなところもありますけど、現在、邑智で言いますと、今7
48カ所に対して451カ所のレッドがあるということですね。そういう午前中、3番議員
の質問に対して答弁がありましたけど、カバー率といいましょうか、そういったレッドの中
で土砂災害ですから、水に係わるどーんと来るような感じですね、そういった危険性のある
ところへの、この施設整備の状況はどのぐらいのパーセンテージといいましょうか。どのぐ
らいの率でなされておるわけでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

ご指摘の防災施設の設置ということでございますけど、例えば砂防施設等がございましたら、砂防施設までのところでレッドは切れてしまいます。もうそれから下流につきましては、レッドは発生しておりません。というところで、一応、数の方をちょっと調べて参っております。まず町内の砂防施設数の数でございます。今、設置済みの箇所が42カ所、今現在、長藤の原川、それから京覧原の君の谷川ということで2カ所で工事中でございます。本年から間野川が新規着手ということで、計画が間野川でございますね、乙原の間野川、こちらの方が実施設計ということになっております。急傾斜施設ということでございますけども、こちらの方、区域での箇所数になります。これは現在25箇所が施工済みということでございまして、本年度より村之郷地区、行政視察でも行っていただいたと思っておりますが、そちらの地区が新規着手となっております。治山施設でございます。こちらの方は、町内が253箇所設置済みでございます。今年は熊見とニタ谷ですね、潮の方のニタ谷こちらが継続事業ということで、工事の方が進められるというふうに聞いております。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

色々ご苦労なされて、色んな施設が整備しつつあるということを知りました。もう一度ちょっとお伺いをしたいんですけど、採択基準ですね、事業の災害のあったところ、過去にあったところ、現在あるとか、これは当然なんですけど、要支援者がいる施設とか色々あるかと思っておりますけど、採択基準、この事業採択の基準のことをもう一度ちょっとお願いします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

採択基準でございます。こちらの方、急傾斜の採択基準と5戸以上が並んでいるようなところ、こういった箇所になろうかと思っております。ちょっとこちらの方、県の事業というところで、詳しい説明はちょっと出来ないところがございますけども、それと要支援のところというお話でございました。要支援の施設につきましては、滝原の双葉園さん、それからまほろば大和さん、つくし苑、こちらの方へは砂防施設が設置が完了をいたしております。ハートランド双葉園へは上の方には、治山の堰堤がございます。学校方に行きますと、邑智小学校後ろにつきましては、急傾斜施設が完了をいたしております。大和中学校は、今現在、原川の砂防堰堤ということで継続施工中でございます。旧大和の方まだレートゾーンが出ておりませんので、詳しいことは言えませんが、大和小学校の方は、イエローゾーンの区域内というふうなところがございます。で、先ほどお答えした砂防施設等の合計ということになりますけども、今施工中分を含めまして、全部終わりますと326箇所になろうかと思っております。邑智地域だけでも451のレッドゾーンがございますけども、まあ321という数字で、ま

あ全然少ない状況というところでございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

451に対しまして、今326箇所ということをお答えをいただきましたけど、要支援者施設ですね、その関係については整備ができておるということを今言われました。そん中で、私、先般ですね、6月定例会の時に大和地域、都賀西の自治会の方から、土砂災害危険箇所の整備をお願いしますという陳情が出まして、色んな数カ所、山手側を見て歩きました。その時にですね、すべての箇所を見て歩いてわけでありまして、今言われました大和小学校のある谷ですね、大和小学校があって、そのちょっと下に保育所がありますね、これ要支援者施設に間違いはないですね、小学校も要支援者施設になるわけですか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

小学校の方でございます。こちら町の防災計画でございますけども、災害時の要支援者関連施設ということで、学校関係の方が入っております。それで先ほど大和小学校はイエローゾーンに入っているという答弁をさせていただきました。あと都賀保育園でございまして、こちらの方はイエローにはかかっておりませんでしたので、報告をさせていただきます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

かかっているようが、かかっていまいがですね、連動性はないと。施設整備の事業根拠となる法律等土砂災害防止法に基づくイエローレッドのあれは連動性がないということを言われましたんで、例えそこがですね、イエローにかかっていなくても、レッドにかかわっていても要支援者施設である以上はですね、優先的にそこに施設を設置すべきではないかと私は思いますけど、いかがお考えでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

ご指摘のありました行政視察で行っていただきました大和小学校上流の谷の部分でございまして、こちらにつきましては、現在、町といたしましても優先順位は上位というふうにご考えておきまして、現在県の方へ砂防施設の要望をいたしておるところでございまして、早期に着手していただけるよう、これからも要望を強めていきたいというふうにご考えております。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

優先順位がかなり高いということですので、ぜひとも、お願いしたいわけでありますけど、どうも聞くところによりますとですね、保育所移転という話もあるやに聞いてますけど、この情報は正しいわけでしょうか。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

ただいま藤原議員のお尋ねでございます。現在あります都賀保育園の移転というお尋ねです現在のところ都賀保育園の理事会の方で移転にあたって、現在検討中という段階でございます。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

検討中ということでありまして、もしもですね、それが移転になるのであれば、そういったレッドとかイエローとかそういった、もしもの話ですよ。地域に配慮する、あるいは構造的にですね、ちゃんとクリアできる構造でなければならぬわけでありまして、当然、そういった考えのもとに理事会の中では、話をされておるわけですね。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

現在、理事会、都賀保育園さんの方の理事会の中での協議の過程ということでございます。先般、総務課の防災担当とともに、健康福祉課の方で都賀保育園さんの方の理事会の方にお邪魔をさせていただいております。その中で、現在あります都賀保育園さんですが、堤防のまじかに園舎、敷地がございます。浸水想定区域といったこともあります。また、ただ今一般質問いただいておりますイエローゾーンであったりレッドゾーンという危険性そのことを、両手の観点から、それぞれ自治会の方にご説明、お話にはあがらせていただいております。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

はい、了解しました。それですね、町長答弁の中で、県の方ではですね、レッド内の中で、住宅補強策の拡充策を検討されておるといようなことを言われましたけど、具体的に今入手されてる情報では、どういった拡充案が検討されておるわけでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

町長答弁にありました県の住宅補強支援事業というものでございます。こちらにつきましては、指定により規制のかかる土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの中に居住用の住宅を所有する方が住宅補強を実施する場合、その場合、当該市町村が費用の一部を補助した場合、この場合に、当該市町村に対して県の方から補助が出るというものでございます。したがって、町の方でそういった補助事業を作って、所有者の方に補助を例えば50万なら50万しますといった場合に、県からその約半分が降りてくると。美郷へという格好ですね。こちらの方の金額かどうかはちょっと分かりませんが、そういった内容の方を今、県議会の方へ拡充するよという事で提案が出ているという情報でございまして、その中身につきましては議会へ提案中でありまして、お知らせすることはできないという内容でございました。県議会が終わってからのそういった情報提供があらうかというふうに思っております。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

県議会が終わりまして、そういった情報が分かればですね、また速やかにお知らせを願いたいと思います。いずれにしても、こういった減災対策ですね、防災地域の高い地域の取り組みをですね、支援していただきまして防災意識の場を広げていただければという思いを申し上げまして、1問目を終わりたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

藤原議員、2番目の住まいに係る定住対策についてのご質問にお答えをいたします。初めに、若者定住住宅の入居者も含めた今後の事業推進の考え方についてでございます。平成17年国勢調査結果の人口減少率、県下ワーストを重く受け止め、若者定住施策を最重要課題と位置づけ、若者定住住宅建設事業は、定住対策の目玉事業として、平成19年度から実施をしております。この事業は、若者世代を地域に呼び込むことにより、人口の確保と地域の活性化を図ることを目的として、地域の要望に基づき推進することとしており、藤原議員も申されているとおり地域に密着した事業でございます。一方で、ご指摘いただいているように近年は応募者が減少していることも事実でございます。募集に関しましては、早い時期から長期間の募集を行うことにより、移り住むことへの熟慮期間が余裕を持たせるとともに、告知放送や新聞折り込み、UIターンフェア、出身者会でのPRに加えインターネットのウェブ広告も活用することとしております。平成26年度に実施しました若者定住住宅の建設に建設した地域の自治会へのアンケートでも、自治会活動や行事がにぎやかで活発になった。子どもの姿が見え、元気な声が聞こえる。若者が近くにいる心強いなど、意見が多くみられ、地域にとってもよい影響があったという回答は半数以上ございました。先般の新聞

報道にもありましたが、民間の国勢調査結果の分析では、美郷町は平成22年から27年までの5カ年間で、高齢者を除いた人口の社会増を見た。市町村の1つにあげられており、事業に一定の効果があつたものと思っており、今後も継続して実施していく考えでございます。また建設にあたりましては、新築、空き家を防止するため、応募、決定の状況を見ながら建設していく予定でございます。次に、空き家調査の結果を踏まえた空き家バンクの現状と今後の運営でございますが、現在17件を空き家バンクに登録し、町ホームページに掲載しております。本年度に入り、県外から在住の方に空き家バンク制度のチラシを郵送したことも影響し、問い合わせや登録も増加の傾向にあります。今後は、昨年度実施しました空き家調査のデータを基にデータベース化し、利活用可能な物件を整理し、空き家バンクへの登録を促していきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

若者定住住宅他色んな定住施策の中での住まいに係る施策についてお伺いしました。質問の中でも書いておりますけど、住まいに注目した定住施策ということで、美郷町、大変多くの施策があります。先般、私定住課の方に行きまして、こういった資料、一番最新版ですけど、いただきました。これ見ますとですね、結構あるんですね。空き家バンク、また空き家バンクの中でもですね、空き家利活用促進事業であるとか、あるいは空き家バンク登録推進奨励金、こういった事業がまた最近入っております。それから若者定住住宅ですね。それから、UIターン者定住支援住宅、まあこれ12年間借り受けして、改修して家賃3万円で住んでいただいて定住を図るという事業ですね。それから定住者向け住宅改修事業、50万を限度とした新築助成ですね。それから、新築住宅補助金、これは固定資産税の減免ですね。それから移住体験住宅、これは別府にあります。あるいは比之宮にあります住宅ですね、こういった本当に住まいをキーワードにした施策が色々展開されておるわけでありまして。その中でも若者定住住宅、非常に今答弁の中でも、一定の効果があつたというふうに認識をされておるといふことであります。地域の住民アンケートでも若い世代の声が聞こえる、地域力がアップしたということを言われました。それから、社会増で一定の効果があつたということでもありますけど、私、これ今まで45棟、これ資料を見ますとですね、45戸建っております、入居当時179人おられたのが、今208人です。29人これ増えとるんですね。当然、住み変えられた方もおられましょし、またUIターンで戻った方に係るものもあつて、一概には言えませんが、もう、これ29人というとですね、大体一クラス分ですね、こんだけの事業成果があつたということでもあります。それから45戸の建設ですけど、経済効果の方でみますですね、1棟建築で2000万掛かったにしても約9億、造成費とかなんだからなんだから入れるとですね、10億以上の経済効果があつたんじゃないかということで、これも非常に大きなことではなかろうと思っております。それで、若者定住住宅のここの欄を見ますとですね、敷地造成については、過疎対策事業債が100%充当、住宅建築につい

ては、県の補助金が1戸当たり250も万あって、過疎の方が75%充当という事業設計になっておりますけど、これ当初からそうだったんですか。それとこれからも今後この事業設計に基づいてやられるということでしょうか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

若者定住住宅の団地造成に係る財源に関しましては、先ほど藤原議員が言われたとおりでございます。今のところ、どういいますか、この造成に係る過疎債につきましては、充当されていけるというふうに思っておりますので、この事業を続けていきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

これですね、非常に実質的な負担割が非常に少ないと思います。ましてやですね、家賃として月々3万円もらうわけでありまして、それが20年間、25年間。20年間で、36万円の20年間ですから720万ですね、これがまあ入る。そこに、色んな県の補助金があったり、起債で充当があったりということになると、本当にこれうまい事業を考えられたなと思います。ぜひとも推進していただきたいと思います。そういった中でですね、10年を経過しましてそろそろですね、譲渡、あるいは土地の買い入れ、まあ買い入れという表現なるかと思っておりますけど、このことが起こってくるやに思います。建物については減価償却しきったから、まあただで譲渡でもいいですけど、建物についてはこれはですね、資産的価値は目減りするものではありませんので、当然、買っていただくという格好になろうかと思っております。建物譲渡ということにならないわけでありまして、これですね、20年目に建物が無償応じられますか、はい、いただきましょう。でも下の建物は町の土地なんですね。そこでですね、180万、5年分出しますんで買わせてくださいとか、そういった申し出があったときには応じられるんか、あくまで5年間の分割払いでお願いしますというパターンでいかれるのか、その辺ところのこうなんか決め事というようなことがありますか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

20年目に建物、それから25年住んでいただくと土地も建物も両方譲渡をすることができますということでございます。ただ20年目に建物がもらえるので、土地も一括買いたいということに関しましての検討は致したことがございません。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

20年のちょうど半分来たわけです。そういったことも想定してですね、やっていただきたいと思います。その時にですね、5年経てば36万の5年ですから180万ですね。180万、約400平米程度の宅地が手に入る。その宅地がですね、きっちりいいもんで埋め立てした宅地であってですね、地盤のしゃんとした住宅もあればですね、あるいは、ええかげんな残土をそこへほうり込んで、もう雨が降ったらぐじゃぐじゃになるというような、これ45カ所あるとね、あるんですよ。私ちょっと色々聞いております。条件がね、色々違うんですね。同じ180万払うのに片やしゃんとしたところ、片やもう地盤の悪いところ、あるいは片やレッドゾーンが迫っておるとか、あるいはイエローゾーンの中にあるとか、色んなこれまあ条件が違うやに思います。便利な地域に近い住宅もあれば、あるいはちょっと言い方悪いけど、ちょっと朽ち化したところ、朽ち化言い方悪いですね、ちょっとこう自然豊かな場所にある住宅もあったりしまして、一概にですね、180万で譲渡しますよということが言えないと思うんですけど、その辺のところをですね、やはりきっちり考えを、方向性を示していただきたいと思うわけでありますけど、特に、住宅に対してですね、その入居者の地域の方のアンケート調査をされて、非常に地域力が高まって元気が出た、子どもたちの声が聞こえる等々で、もう好評なんですけど、入居者の方に対してですね、この住宅どうでしょうかというアンケート調査をされましたでしょうか。されておられます。結果があれば教えていただきたいと思いますけど。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

入居者へのこの住宅に対するアンケートでございますが、同じ時期に入居者及び地域の代表の方にアンケートをさせていただいております。入っておられる方、平成26年度建設までのところの団地でございましたけれども、そこで、全33世帯のアンケートをお配りをしたところですけども、回収率が余りよくなくて、計33%、11票でございました。その中で色々な意見があったわけでございますけど、お住まいの住宅に対しての住み心地、これに関しましては非常に良いというところが、半数、合わせて54%でございました。で、一方で悪いと言われる方は18%、非常に悪いと言われる方はありませんでした。で、悪いとご回答された方でございますけれども、この18%の理由なんですけれども、これで多かったのが、やはり買い物に不便なところ、それから就職がなかなか難しい。これは地域というよりも、全体に通しても、そうだとは思いますがけれども、あと、住宅に関しましては、ちょっと結露がひどいと、そういったこともありました。あと交通の便が悪いというふうなご意見もございました。それから家賃につきましては、ほとんど64%が満足で、やや満足も入れますと90%を超しております。総じて、大体、広さとか間取りとか部屋数、トイレ等の設備あと自然環境、自治会活動、外観、敷地の広さその辺りは良いという印象でございました。ただ不満なところにつきましては、防犯設備がなかなか不十分というところ、それか

ら台所の設備、配置があまりよろしくない。あとは立地交通の便が悪いというところが不満が残ったというこの回答を受けております。若者定住住宅に転居して良かったですかという問いでございますけれども、非常によかった、よかったが合わせまして82%ということでございます。ただ悪かったという方も9%いらっしゃるということでございます。まあ、以上のような状況でございました。

●西嶋議長

あと5分ですね。

6番、藤原議員。

●藤原議員

色々アンケートのことがありました。それでは、最初にちょっと話が戻りますけど、建物買われますね、土地も無償譲渡に応じる。土地は買われると。無償とってよしいんでしょうか。無償譲渡に当然、無償譲渡になるわけですけど、5年経てばなるわけですけど、まあ名目てきにはこれは買い入れということになるかと思うんですけど、実際、お金を出す以上ですね、土地の条件に、今言いましたように、その非常に悪いところがあるんですよ。そこところはね、絶対同じ条件にして渡して差し上げないとですね、非常に不公平が生じると私は思います。ちょっと短的に回答お願いします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

土地の条件につきましては、土地の地盤につきましては、地盤調査を地質調査をしておりますので、地盤につきましては、大体同程度ということ。それ以上があると。基準以上の支持力があるということで、平屋95平米のものが建てられるということでもありますけれども、ただ、見た目上の雨が降った日のどろどろとか、そういったところにつきましては、改良したところもありますけれども、一定のどういいますか、揃えというのは必要かなというふうなことは思っております。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

そのことを希望されている入居者の方もおられます。かなりおられます。ぜひとも改善していただきたいと思えます。それで、入居者が最近少ないということですね、この辺の原因のところがあるわけでありまして、入居の基準ですね、これ見ますと、昔は40歳以下だったというのが、今頃はこれ見ますと、概ねがつきまして、概ね40歳以下とかこういうふうに変っております。昔は長男さんであれば、ちょっと家があるから遠慮していただくとか、あるいは色々審議会の中であったやに思いますが、最近はどうも長男さんの住み替え、長男さんであっても入っておられる方おられますし、まあ単なる住み替え的のところも見受けられますし、そういったところ基準を明確化すべきではないかと思えます。そういった

例えば公務員さんですね、昔はちょっと遠慮があったところがあったんじゃないかと思いますが、その辺のところは例えば長男さんであっても、あるいは公務員の方であってもちょっとペットは無理かと思えますけど、その辺のところの基準については、今どのようになっていますでしょうか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

入居の基準につきましても、平成19年度から変わってはいません。当然、長男だからとか、公務員だからとかといったそういったことを制限したこともございません。ただ審査の過程の中で、例えば親さんと住んでおられて、離れ家に建てられたとか、そういったところで申し込みをされる方もいらっしゃいます。そういった場合は審査の中でそれはお断りするといったケースはございました。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

当初から変わっていないということでもありますけど、私、当初概ねがついてなかったと思うんですけど、まあ概ね40歳以下というようなことでもありますけど、いずれにしてもですね、広く門を広げることが必要だと思います。なかなか募集しても入ってこれないということでもありますんで、それで、こういった入居者の募集チラシ作ってありますね、これ定住課が作られたんですか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

チラシの方は定住推進課で作っております。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

なんかね、あまりこう魅力を感じないんですね。これ見てですね、これ住んでみたいというこう魅力ですね、人の心を引きつけても夢中になるという魅力を感じません。それから制度が充実していますよと謳ってありますけどね、制度が充実しているだけでは人の心はつかめません。動きません。もっともっと。なんかこう感性に訴えるようなね、チラシを作っていただきたい。広聴広報委員会というのを策定されまして、そういったところでもこれは広く情報発信の内に入るわけでもありますけど、広聴広報委員会に係るようなチラシでもあると思えますけど、その辺の見解はどのようになっていますでしょうか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

その募集チラシにつきましては、大体毎回同じようなパターンになっておりますので、今後、目を引くような、ちょっと物にするよう努力していきたいと思っておりますし、それからもう1点、先ほど入居資格のところ、概ね40歳のところがございますが、もともとは原則として40歳という表現で条例上はずっときております。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。最後。

●藤原議員

はい。最後になります。いずれにしても、住まいというものに係って施策によって、非常に効果を上げておられる。その中でも、若者定住住宅、非常に経済対策でも、定住対策でも重要な施策でありますので、本当にみんなで一丸となって知恵を出し合ってですね、入居者を募集していただきたいということをお願いしまして終わります。

●西嶋議長

藤原議員の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は14日木曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 3 時 2 6 分)